

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2020年11月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式370,600,000円（見込額）の募集及び株式436,000,000円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式130,800,000円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年11月20日に中国財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

東和ハイシステム株式会社

岡山市北区野田三丁目12番33号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

■ 当社のご紹介

人生も口元
経営も口元
無限の可能性は挑戦!

当社は、これを経営哲学として代表取締役である石井滋久が設立いたしました。「歯科医院の先生方の夢を叶えるお手伝いをしたい」という思いから、歯科医院向けシステムの研究開発・営業・サポートに取り組み、現在は、

「歯科電子カルテ統合システム Hi Dental Spirit XR-10i」

を主力商品としております。

当社の統合システムには、次のような特徴があります。

- (1) 生体認証とデータベースソフトとを活用した「電子保存の3基準」^{*1}への適合
- (2) 150万ステップ^{*2}超のシステムボリュームによる手書きカルテと同様の利便性
- (3) タブレット端末（iPad）を活用した種々のアプリケーションでの運用

*1 電子保存の3基準とは

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版」（平成29年5月）の「7 電子保存の要求事項について」で求められる「真正性」「見読性」「保存性」の3つの基準です。詳細は、口絵ページの「事業内容 2 電子保存の3基準に対応」をご参照ください。

*2 ステップとは

プログラム（ソースコード）を記述した行数のこと、プログラムの規模を測定する指標の一つです。

システムを充分に活用していただくため、当社は、次の事業理念を掲げております。

「サポートなくして販売なし」
「お客様の笑顔、お客様の満足が私たちの喜び」
「顔が見え、心が触れ合う」

この理念に基づき、地域密着型のサポートと、「ソフトウェア三無主義」^{*3}により事業を展開してまいりました結果、2020年10月31日現在、西日本を中心として3,135件の歯科医院を顧客としております。



当社は、「歯科電子カルテ統合システム」に特化し、
研究開発からシステムサポートまで自社で一貫して提供する会社です。

*3 ソフトウェア三無主義とは

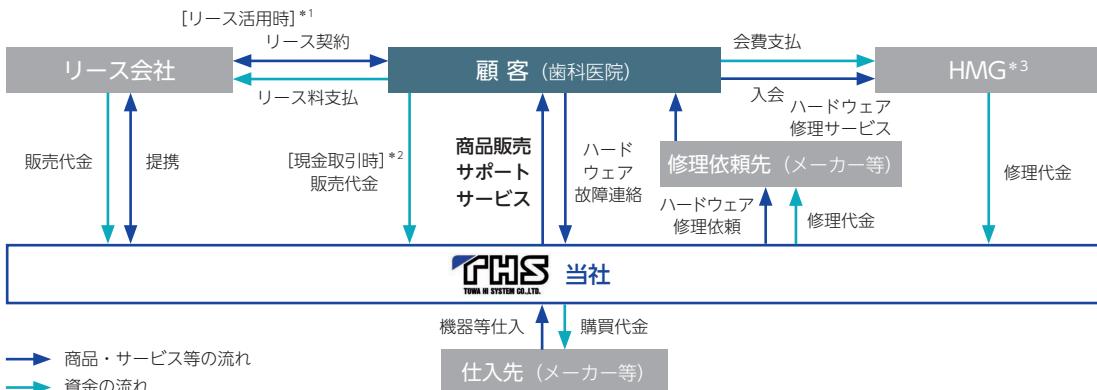
ソフトウェア保守、システムサポート、バージョンアップの3つを無償で提供するサービスです。ただし、制度自体の変更によるプログラム改修は別途有償となります。詳細は、口絵ページの「事業内容 3 「ソフトウェア三無主義」の提供」をご参照ください。

事業概要

1 ビジネスマodel

当社は仕入先メーカーから機器等を仕入れ、当社が開発したシステムを搭載することで商品とし、これを歯科医院に納品・販売しております。

また、顧客を直接訪問する「顔の見えるる」営業を展開しております。

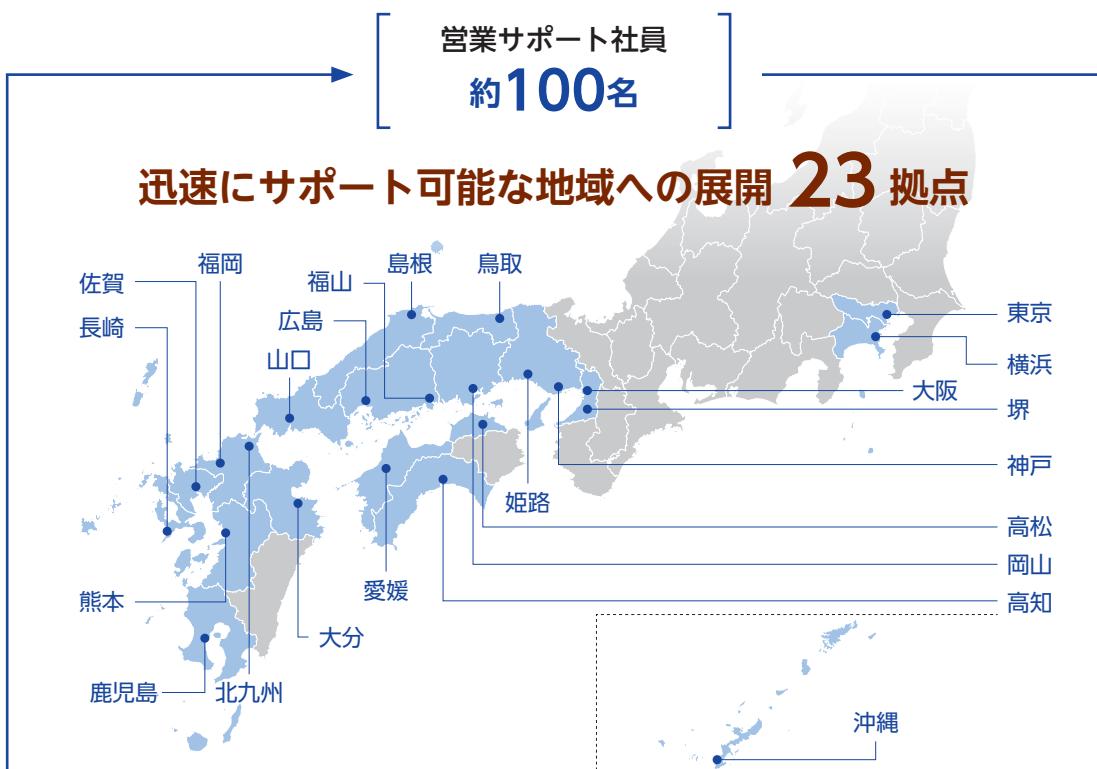


* 1. 上図の「[リース活用時]」とは、顧客が当社商品の購入に当たり、リース会社とリース契約を締結した場合の資金の流れです。

* 2. 上図の「[現金取引時]」とは、顧客が当社商品の購入に当たり、販売代金を直接、顧客から当社に支払う場合の資金の流れです。

* 3. HMG（ハイデンタルハードメンテナンス互助会のこと）で略称をHMGと呼びます。）とは当社の顧客が独自に結成している任意の互助会組織です。主な目的は、当社商品に係るハードウェアの修理・保守等に係る費用の負担や会員同士の情報交流です。当社の顧客は月あたり1,500円からの会費（なお、システム規模により変動）を納入することで入会できます。

2 「顔の見えるる」サポート体制で拠点展開



2020年10月31日現在、西日本を中心とした23拠点に約100名の営業サポート社員を配置し、全国で3,135件の歯科医院に対し、専任の営業サポート担当社員が保守サービス等の「顔の見えるる」営業サポートを実践しています。

事業内容

1 商品

電子カルテ機能、レセプト機能に加え、インフォームドコンセント機能と歯科医院運営の利便性を高める来患分析等の各種アプリケーションを一元的に運用できる「歯科電子カルテ統合システム」を提供し、これをタブレット端末（iPad）と連携させております。このように、創業から重ねてきたノウハウを活用し、自社での開発・製造を行っております。



2 電子保存の3基準(真正性、見読性、保存性)に対応

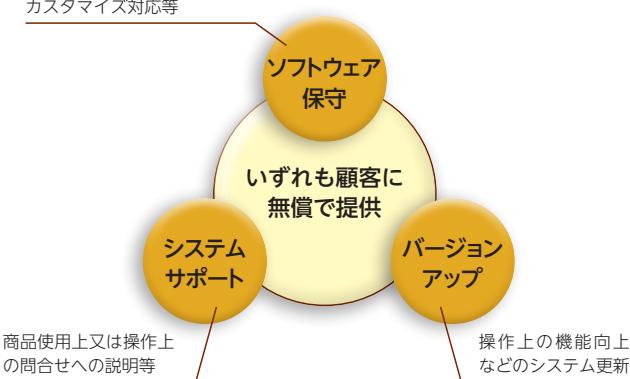
指静脈生体認証システムの導入と、日立製作所のデータベースソフト「HiRDB」との組み合わせにより、電子保存の3基準に適合しております。



電子保存の3基準	要求内容
真正性	電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにすること。
見読性	必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにすること。
保存性	電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること。

3 「ソフトウェア三無主義」の提供

最新カルテのコメントなど
歯科医院の要望に適合させる
カスタマイズ対応等



「ソフトウェア三無主義」と定義づけるサービスを提供しております。これは、ソフトウェア保守、システムサポート、バージョンアップの3つを無償で提供するサービスです。

これにより顧客は、当社商品購入後、毎月定額の保守料等の費用負担なく、安心してサポートサービスを受けることができます。

ただし、健康保険の診療報酬改定、保険の制度自体の変更、その他制度自体の変更（例えば消費税率の値上げ等）によりプログラム改修が必要となった場合については別途有償となります。

当社の営業サポートについて

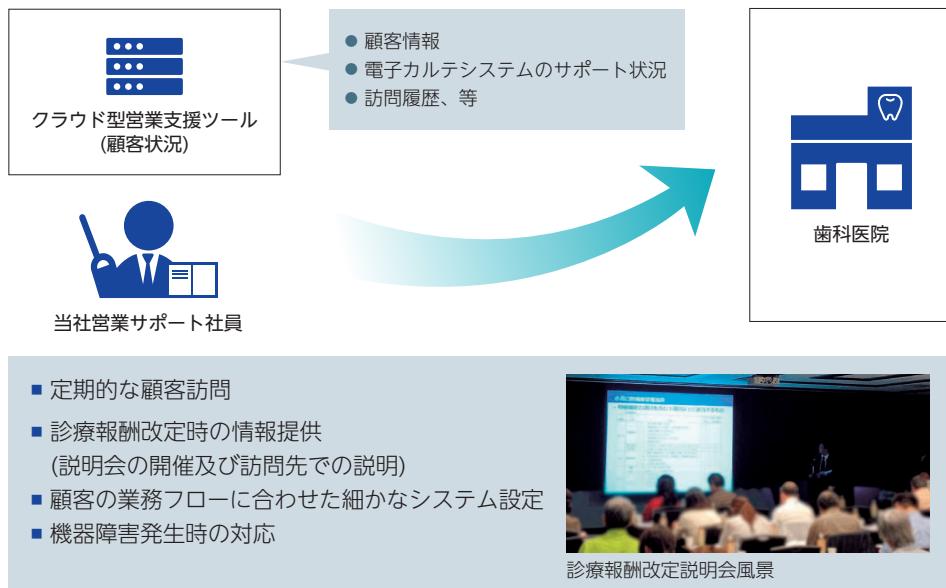
1 顧客ごとに専任の営業サポート体制

当社は、顧客ごとに専任の営業サポート社員を配置し、迅速に直接訪問して対応するサポート体制をとっています。

このようなサポートを提供することで、顧客との信頼関係が醸成されると考えております。

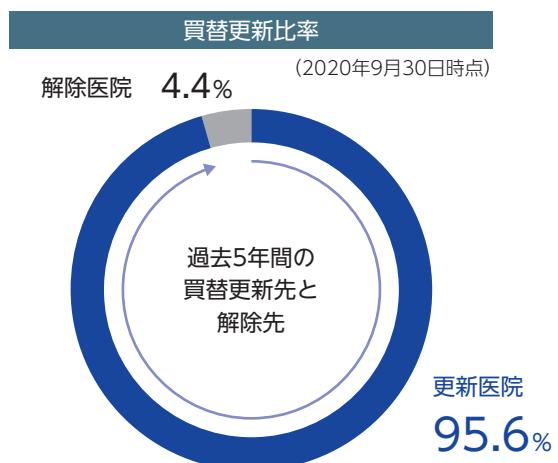
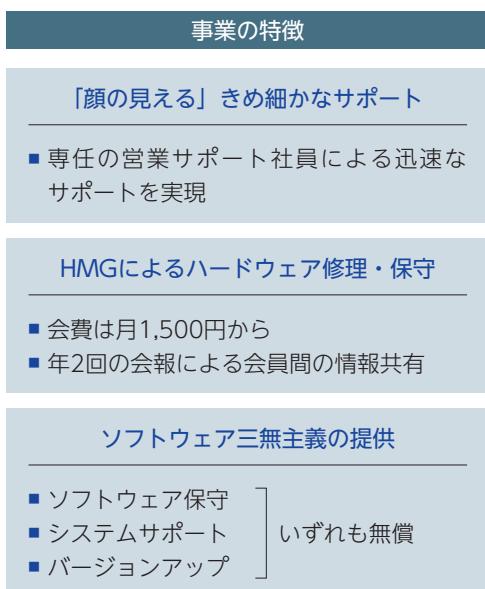
また、クラウド型営業支援ツールの活用により、顧客情報の可視化を図っております。

さらに、地域に密着した営業活動とサポート活動により頼られ信頼される関係を築き、顧客満足度の向上に取り組んでおります。



2 一定の買替更新率

当社は、地域に密着した営業活動とサポート活動を行う当社社員が、歯科医院を直接訪問し要望を把握し、当社システムの一層の進化・向上につなげることで、顧客満足度の向上に取り組んできた結果、長期にわたりお取引いただぐ顧客も多く、2020年9月30日時点での定期的なシステム買替の更新比率*は95.6%となっております。

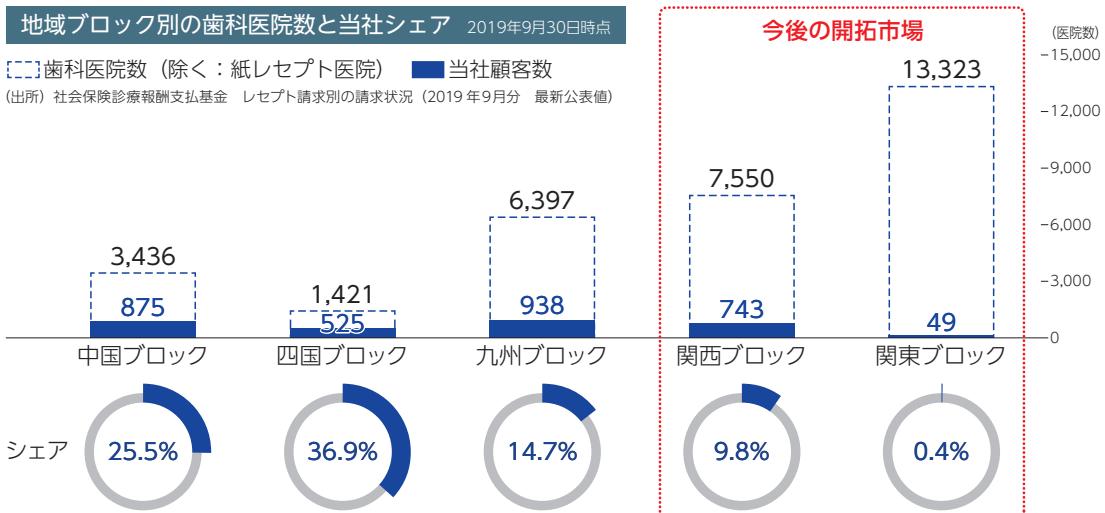


* 買替更新比率は、2015年10月1日から2020年9月30日を対象期間として、当社顧客のうち買替更新を行った顧客の合計件数を、当社顧客のうち買替更新を行った顧客の合計件数と他社切替により当社との取引関係を解除した顧客の合計件数の合計で除して計算しております。

中期展望と課題

1 営業拠点の展開

従来、当社は西日本を中心に事業拠点の展開をしてまいりました。更なる顧客基盤の拡大のため、今後は、既存の営業地域に加え関西ブロック及び関東ブロックでのシェア拡大を課題に、人員の投入・新規営業拠点の展開・知名度の向上に取り組んでまいります。



- (注) 1. 中国ブロックは、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県で構成されております。
2. 四国ブロックは、香川県、愛媛県、高知県で構成されております。
3. 九州ブロックは、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県で構成されております。
4. 関西ブロックは、大阪府、兵庫県で構成されております。
5. 関東ブロックは、東京都、神奈川県で構成されております。
6. ブロックごとの「オンライン請求歯科医院数」と「電子媒体請求歯科医院数」の合計を分母として、ブロックごとの当社の顧客数の合計を分子として当社シェアを算定しております。
7. シェアの算定に当たって使用する当社の顧客数は、各営業拠点が管轄する顧客数であります。そのため、実際の顧客の所在地と異なっている場合があります。

2 「人材」の確保と育成

当社の最大の財産は、「人」であります。当社の営業サポート社員は、歯科医療や保険診療等の電子カルテメーカーとして必須の専門知識、ソフトウェア及びハードウェアに係るITスキル、知識とスキルを駆使して行う説明会講師や顧客ニーズを引き出すコミュニケーション能力の3点を備えた人材の確保が重要となります。そのため、より優秀な社員を一人でも多く確保できるよう採用体制の強化に取り組んでまいります。

教育研修

- 入社時（新人・中途）3か月研修
- 入社後フォローアップ研修



フォローアップ研修風景

教育施設

- セミナーハウス（新入社員宿泊研修施設）

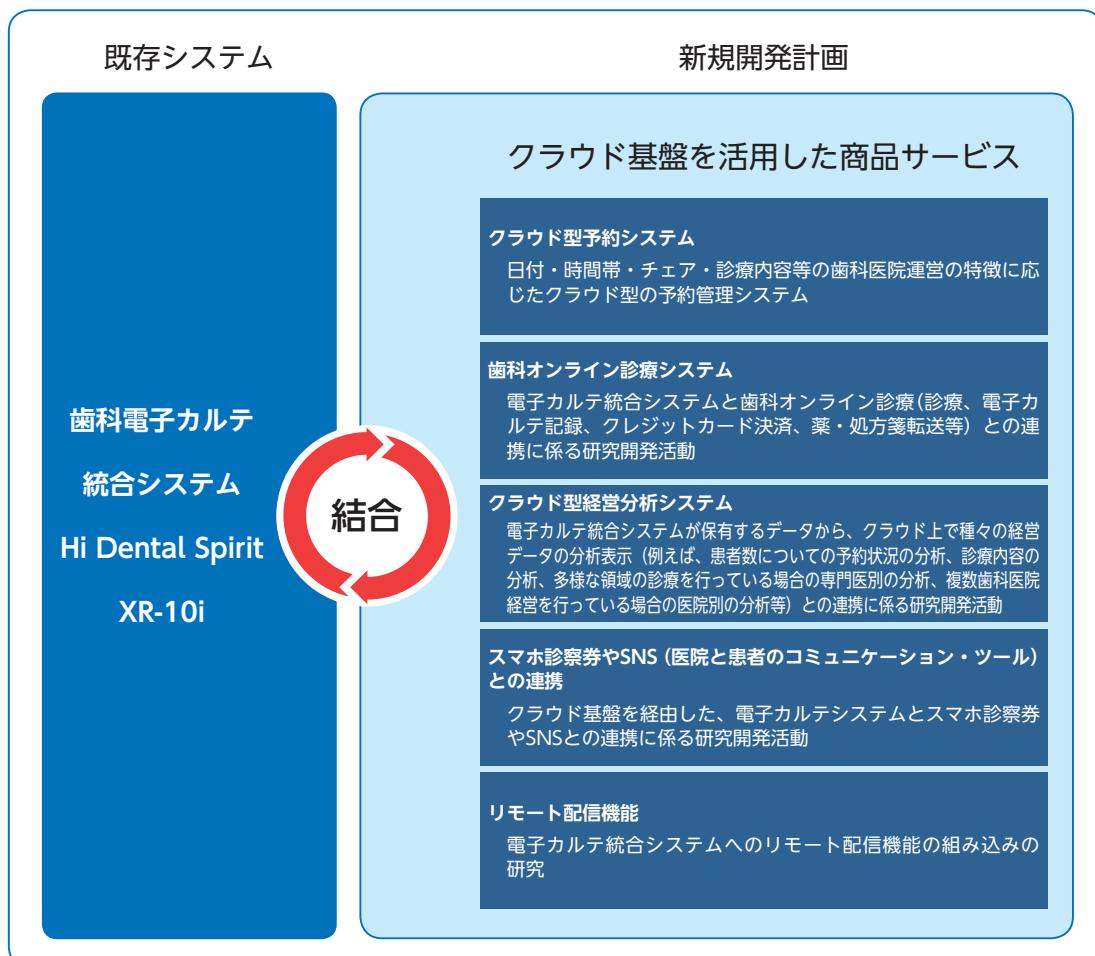


3 新しい技術を取り入れた商品開発

今後の歯科医療業界におきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に加え、厚生労働省による「オンライン資格確認システム」*の導入も推進されており、一層の電子化の進展が見込まれると予想されます。特に歯科医院においては、従来のカルテ、レセプト、オンライン診療、経営分析等を医院運営の業務効率改善の観点から一元的に管理したいとする需要が高まると予想されます。

当社におきましては、既に電子カルテを中心とした、レセプト機能、各種アプリケーション機能の統合を実現しており、また「オンライン資格確認システム」*への対応として「Hi Dental 資格確認パック」のリリースも企画しております。しかし上述のような需要に対応していくため、AI（人工知能）を活用した新商品や、クラウド基盤を経由した電子カルテ統合システムと各種のアプリケーションやツールとの連携を図った対応が重要と考えております。

そこで、次のようなシステム開発を計画し取り組んでおります。

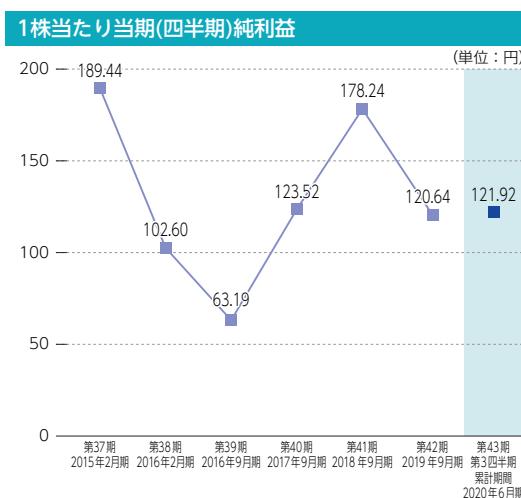
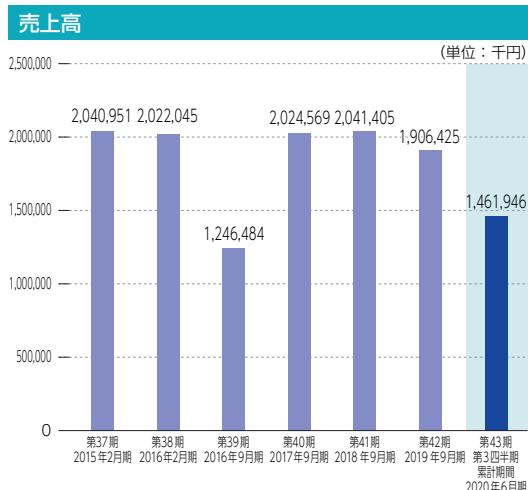


* 「オンライン資格確認システム」

厚生労働省が推進する「オンライン資格確認システム」とは、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号・番号により、オンラインで資格情報の確認ができるることをいい、現在、2021年3月開始のスケジュールに沿って推進されております。

業績等の推移

主要な経営指標等の推移



(注) 1. 2016年4月11日開催の定期株主総会決議により、決算期を2月末日から9月30日に変更いたしました。従って、第39期は2016年3月1日から2016年9月30日までの7か月間となっております。
 2. 当社は、2020年7月31日付で普通株式1株につき24株の株式分割を行っておりますが、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	20
2 【事業等のリスク】	24
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
4 【経営上の重要な契約等】	36
5 【研究開発活動】	37
第3 【設備の状況】	38
1 【設備投資等の概要】	38
2 【主要な設備の状況】	38
3 【設備の新設、除却等の計画】	38

第4 【提出会社の状況】	39
1 【株式等の状況】	39
2 【自己株式の取得等の状況】	42
3 【配当政策】	43
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	44
第5 【経理の状況】	56
1 【財務諸表等】	57
第6 【提出会社の株式事務の概要】	108
第7 【提出会社の参考情報】	109
1 【提出会社の親会社等の情報】	109
2 【その他の参考情報】	109
第四部 【株式公開情報】	110
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	110
第2 【第三者割当等の概況】	112
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	112
2 【取得者の概況】	112
3 【取得者の株式等の移動状況】	112
第3 【株主の状況】	113
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	中国財務局長	
【提出日】	2020年11月20日	
【会社名】	東和ハイシステム株式会社	
【英訳名】	TOWA Hi SYSTEM CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石井 滋久	
【本店の所在の場所】	岡山市北区野田三丁目12番33号	
【電話番号】	086-243-3003 (代表)	
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管理本部長兼CFO 山崎 武恆	
【最寄りの連絡場所】	岡山市北区野田三丁目12番33号	
【電話番号】	086-243-3003 (代表)	
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管理本部長兼CFO 山崎 武恆	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の 種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	370,600,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	436,000,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	130,800,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の 払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時に における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	200,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2020年11月20日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2020年12月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、2020年11月20日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2020年12月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2020年12月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	200,000	370,600,000	200,560,000
計(総発行株式)	200,000	370,600,000	200,560,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されています。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年11月20日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,180円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は436,000,000円となります。

6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2020年12月17日(木) 至 2020年12月22日(火)	未定 (注) 4	2020年12月24日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年12月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年12月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年12月7日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年12月16日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年11月20日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年12月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年12月25日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2020年12月9日から2020年12月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 岡山支店	岡山市北区錦町一丁目1番101号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	200,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年12月24日までに払込取扱場所へ引受額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	200,000	—

(注) 1. 引受株式数については、2020年12月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年12月16日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
401,120,000	10,000,000	391,120,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,180円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておらず、
3. 引受手数料は支払わないと、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額391,120千円については、「1 新規発行株式」の(注)4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限120,336千円と合わせて、設備資金として①商品開発投資224百万円と②社内デジタル化推進63百万円の合計287百万円に、運転資金として③既存商品・サービスの機能向上推進93百万円に充当する予定であります。

具体的には、以下のとおりであります。

①商品開発投資には、クラウドを活用した新商品・サービスの開発費として104百万円(2021年9月期に104百万円)、システムの利便性向上を目的にAI(人工知能)機能及びこれに付随したデータ分析・顔認証を活用したシステム開発費として120百万円(2023年9月期に120百万円)を、②社内デジタル化推進には、ハードウェア面の補強費用13百万円(2021年9月期3百万円、2022年9月期10百万円)、社内ペーパーレス化推進の販売管理システム構築資金として50百万円(2022年9月期に50百万円)を、③既存商品・サービスの機能向上推進としては、インフォームドコンセント機能の拡充を中心として2021年9月期に23百万円を、2022年9月期に70百万円を予定しております。

また、残額が生じた場合には、将来における広告宣伝費及び販売促進費や事業拡大のための運転資金に充当する方針であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2020年12月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	200,000 436,000,000	岡山市北区 石井滋久 152,600 株 岡山市北区 石井恵美子 26,800 株 岡山市北区 石井滋雅 16,200 株 岡山市北区津島東四丁目15番20-3 有限会社エス・イー 4,400 株
計(総売出株式)	—	200,000 436,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されています。
 2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
 3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,180円)で算出した見込額であります。
 4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
 5. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記売出数のうち、20,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。
 なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
 6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。
 7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
 8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2020年 12月17日(木) 至 2020年 12月22日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本支店 及び営業所	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木 一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都港区南青山 二丁目6番21号 楽天証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2020年12月16日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	60,000	130,800,000 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社 60,000株
計(総売出株式)	—	60,000	130,800,000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しがあります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2020年11月20日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,180円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2020年 12月17日(木) 至 2020年 12月22日(火)	100	未定 (注) 1	野村證券株式会社の本店 及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2020年12月16日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である石井滋久(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年11月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注) 2
(4)	払込期日	2021年1月25日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2020年12月7日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2020年12月16日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2020年12月25日から2021年1月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行わぬ場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である石井滋久、売出人である石井恵美子、石井滋雅及び有限会社エス・イー並びに当社株主である猪子久美子、河野圭哉、上山政己、丹賢史、高橋陸治、山崎武恆、澤田盛繁、福井五郎、辻啓一及び渋谷泰弘は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2021年3月24日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しひために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社株主である東和ハイシステム社員持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2021年6月22日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等は行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2021年

6月22日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年11月20日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当增资等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	2015年2月	2016年2月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月
売上高 (千円)	2,040,951	2,022,045	1,246,484	2,024,569	2,041,405	1,906,425
経常利益 (千円)	599,436	553,356	330,617	410,568	454,896	386,356
当期純利益 (千円)	363,731	301,748	167,081	330,102	303,311	237,420
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	40,000	40,000	68,000	68,000	68,000	68,000
発行済株式総数 普通株式 A種類株式 (株)	80,000 — 28,000	52,000 52,650 29,350	52,650 52,650 29,350	82,000 —	82,000 —	82,000 —
純資産額 (千円)	1,298,194	1,540,373	1,709,942	2,000,822	2,245,600	2,442,156
総資産額 (千円)	1,964,313	2,008,509	2,189,470	2,492,173	3,004,123	2,800,234
1株当たり純資産額 (円)	16,227.42	18,904.67	20,495.02	24,042.35	1,141.06	1,240.93
1株当たり配当額 普通株式 (うち1株当たり中間配当額) A種類株式 (うち1株当たり中間配当額) (円)	500.00 (—) — (—)	500.00 (—) 1,000.00 (—)	500.00 (—) 1,000.00 (—)	500.00 (—) 1,000.00 (—)	500.00 (—) — (—)	500.00 (—) — (—)
1株当たり当期純利益 (円)	4,546.64	2,462.48	1,516.58	2,964.54	178.24	120.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	66.1	76.7	78.1	80.3	74.8	87.2
自己資本利益率 (%)	32.0	21.3	10.3	17.8	14.3	10.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	11.0	20.3	33.0	16.9	11.7	17.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	290,400	282,152
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	233,784	297,379
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	83,601	△384,064
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	—	1,174,617	1,370,085
従業員数 (名)	101	109	124	129	136	132

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 当社は、2018年2月16日開催の臨時株主総会の決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。これにより同日付でA種類株式29,350株すべては、1対1の比率で普通株式に移管されております。
5. 当社は、2020年7月31日付で普通株式1株につき24株とする株式分割を行っており、発行済株式総数1,968,000株となっております。
6. 当社は、2020年7月31日付で普通株式1株につき24株とする株式分割を行っておりますが、第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
8. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 第37期、第38期、第39期及び第40期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

10. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
11. 2016年4月11日開催の定時株主総会決議により、決算期を2月末日から9月30日に変更いたしました。従つて、第39期は2016年3月1日から2016年9月30日までの7か月間となっております。
12. 第37期、第38期、第39期及び第40期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
13. 第41期及び第42期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
14. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第42期の期首から適用しており、第41期に係る主要な経営指標等の推移等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
15. 当社は、2020年7月31日付で普通株式1株につき24株とする株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第37期、第38期、第39期及び第40期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	2015年2月	2016年2月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月
1株当たり純資産額 (円)	676.14	787.69	853.96	1,001.76	1,141.06	1,240.93
1株当たり当期純利益 (円)	189.44	102.60	63.19	123.52	178.24	120.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 普通株式 (うち1株当たり中間配当額) (円)	20.83 (—)	20.83 (—)	20.83 (—)	20.83 (—)	20.83 (—)	20.83 (—)
A種類株式 (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	41.67 (—)	41.67 (—)	41.67 (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、レジスターのメーカーであった東和レジスター株式会社が、1978年岡山県岡山市において、その販売地域を各営業所の責任者等へ「のれん分け」を行う際に、岡山地域の責任者であった石井滋久が地域販売会社として現在の東和ハイシステム株式会社の前身である「東和レジスター岡山販売株式会社」を設立いたしました。

当社設立以降の主な沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
1978年3月	岡山県岡山市内山下一丁目に、レジスターの販売を目的とする東和レジスター岡山販売株式会社（現当社）（資本金3,500千円）を設立
1980年5月	東和レジスター中国販売株式会社に商号変更
1982年1月	社内にコンピューターシステム部を開設し、外食産業向け販売管理ソフト「OFF LINE POS SYSTEM」の販売開始
1984年2月 4月	岡山県岡山市今二丁目に本社を新築移転 接骨院向けレセプトシステム「師範代」の販売開始
1986年6月	歯科医院向けレセプトシステム「Hi Dental System」の販売開始
1987年8月	東和ハイシステム株式会社に商号変更
1992年3月	株式会社日立製作所の特約店となる
1996年4月	歯科医院向けレセプトシステムWindows版「Hi Dental for Windows」の販売開始
1999年6月	歯科医院向け電子カルテシステム「Dental Spirit」の販売開始
2001年1月 6月	画像管理システム「画像報告書 歯医者さん」の販売開始 岡山県岡山市今二丁目に本社新社屋を建設
2006年11月	岡山県岡山市野田三丁目に本社を新築移転
2007年1月	歯科電子カルテ統合システム「Hi Dental Spirit」の販売開始
2009年10月	電子レセプト請求ソフトを搭載したパッケージとして歯科電子カルテ統合システム「Hi Dental Spirit XR」の販売開始
2010年10月	歯周・視診検査アプリ「i-DS検査」の販売開始
2012年8月	問診アプリ「i-DS問診」の販売開始
2015年1月 8月	自費の治療提案・見積作成アプリ「i-DS自費プランナー」の販売開始 画像アプリ「i-DSビジュアルPro」の販売開始
2016年8月	院内情報共有アプリ「i-DSアシスタンントPro」の販売開始
2017年2月 7月	予約アプリ「i-DS予約」の販売開始 岡山市北区今二丁目に研修・宿泊施設であるセミナーハウスを開設
2018年1月	岡山市北区野田三丁目に本社別館を取得
2020年2月 6月	歯科医院の受付窓口の利便性を向上させるHi-Payシリーズの販売開始 歯科医院の来患分析を可能とするアプリ「Doctor アシスト Pro」の販売開始

3 【事業の内容】

当社は、「人生もロマン、経営もロマン、無限の可能性に挑戦」を経営哲学として代表取締役である石井滋久が設立いたしました。代表取締役石井滋久は、「歯科医院の先生方の夢を叶えるお手伝いをしたい」との思いから、歯科医院向けシステムの研究開発・営業・サポートに取り組み、現在は「歯科電子カルテ統合システム Hi Dental Spirit XR-10i」を主力商品としております。

従来、歯科向けコンピューターでは、保険診療報酬の請求に係るレセプト機能（注）1、診療カルテを電子的な記録として管理運営する電子カルテ機能（注）2、患者に対するインフォームドコンセントに係る機能（注）3、歯科医院の運営管理の効率化を推進する機能（注）4が、各自別個に運用されておりました。当社は、電子カルテ機能とレセプト機能を備えた基幹システムに、タブレット端末を活用したインフォームドコンセント機能及び歯科医院の運営管理の効率化を推進する機能を融合させ、これらを一元的に管理・運営できるという意味で統合システムと呼称しております、独自に開発してまいりました。

当社の統合システムには、(1)生体認証とデータベースソフトとを活用した電子保存の3基準（注）5への適合、(2)150万ステップ超（注）6のシステムボリュームによる手書きカルテと同様の利便性、(3)タブレット端末（iPad）を活用した種々のアプリケーションでの運用という特徴があります。

また当社は、このシステムを充分に活用していただくため、「サポートなくして販売なし」「お客様の笑顔、お客様の満足が私たちの喜び」「顔が見え、心が触れ合う」を事業理念に、システム使用にあたり顧客の負担を軽減する「ソフトウェア三無主義」（注）7を掲げ、地域密着型の「顔の見える」営業サポート体制を顧客に提供することにより事業拠点を展開しております。

このように、歯科医院向けシステムの研究開発からシステムサポートまでワンストップ（一貫体制）で提供してまいりました結果、2020年10月31日現在、営業拠点は西日本を中心として本社を含め23か所に配置し、全国で3,135件の歯科医院を顧客としております。

なお、当社の事業は「歯科医院向けシステム事業」の単一セグメントであります。

(注) 1. レセプト機能とは、カルテに記録された保険診療内容を保険者（市町村や健康保険組合）に請求する診療報酬明細書（レセプト）を作成する機能です。

(注) 2. 電子カルテ機能とは、患者に対する診療の経過・治療等を記録するカルテを電子的に作成し、又は作成を補助する機能です。

(注) 3. インフォームドコンセント機能とは、医師が患者に診療の目的や内容を十分に説明し患者の同意を得る為に、わかりやすく伝える為の説明補助機能であり、例えば、視診・歯周検査の補助ツール、レントゲン・口腔内写真の表示ツール、自費診療の提案や見積書作成ツール等があげられます。

(注) 4. 運営管理の効率化を推進する機能とは、受付、問診、会計、予約等の受付業務を省力化・補助する機能、予約患者・売上分析や各種帳票の作成等の医院の経営管理を補助する機能等のことです。

(注) 5. 「電子保存の3基準」とは、一般的に「電子カルテの3原則」（JAHIS「電子保存ガイドライン/MDSセミナー」2018年11月9日）とも呼ばれており、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版（平成29年5月）」の「7 電子保存の要求事項について」で求められる「真正性」「見読性」「保存性」の3つの基準です。内容は下記となります。

3基準	要求内容
真正性	電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること。
見読性	必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようすること。
保存性	電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること。

（出典：厚生労働省ホームページ「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版（平成29年5月）」）

(注) 6. ステップとは、プログラム（ソースコード）を記述した行数のことで、プログラムの規模を測定する指標の一つです。

(注) 7. 「ソフトウェア三無主義」とは、ソフトウェア保守、システムサポート、バージョンアップの3つを無償で提供するサービスです。ソフトウェア保守とは、最新カルテのコメント又は摘要マスタ等を歯科医院の要望に適合させるカスタマイズ対応や、医療保険制度の改定時でのソフトウェアにおける改定内容説明等のサービスです。システムサポートとは、商品使用上又は操作上の問合せへの説明、歯科医院の歯科衛生士や受付スタッフに対する操作トレーニングや再トレーニング等です。バージョンアップとは、顧客からの要望事項に対応した操作上の機能向上等のシステム更新です。ただし、健康保険の診療報酬改定、保険の制度自体の変更、その他制度自体の変更（例えば消費税率の値上げ等）によりプログラム改修が必要となった場合については別途有償となります。また、「ソフトウェア三無主義」が無償とする対象はソフトウェアに係る各種のサービスです。そのためハードウェアの修理・保守については原則、顧客による実費負担となります。

(ビジネスモデル)

当社は、仕入先メーカーから機器等を仕入れ、当社が開発したシステムを搭載することで商品とし、これを歯科医院に納品・販売しております。

販売先である歯科医院は、原則としてリース契約を活用して支払いを行います。歯科医院はリース会社とリース契約を締結し毎月のリース料を支払い、当社はリース会社より販売代金を受領しております。例外的にリース契約を活用しない場合、当社は歯科医院から直接、販売代金を受領します。

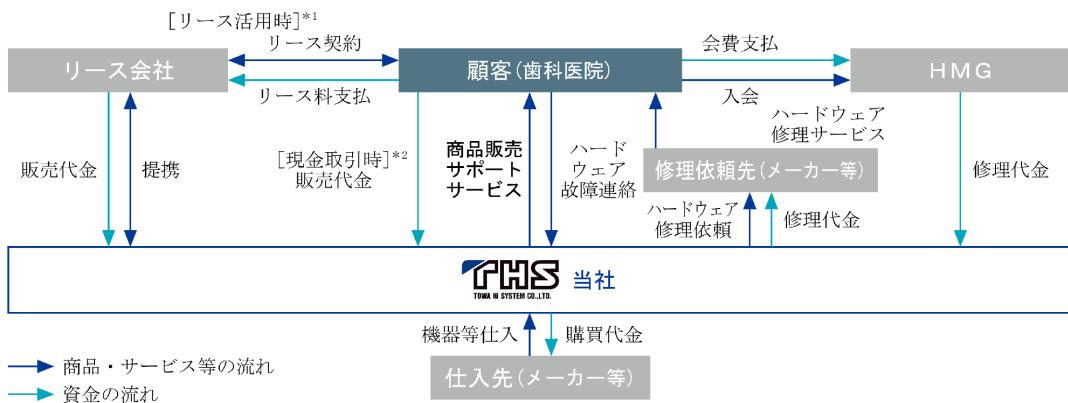
商品のハードウェアに係る修理・保守については、顧客による実費負担となっております。ただし、顧客である歯科医院は、顧客が独自に結成している任意の互助会組織HMG（注）8に加入することで、ハードウェアの修理・保守に係る費用負担を受けることができます。2020年10月31日現在、HMGへの加入は顧客3,135件中、3,110件となっております。

（注）8. HMG（ハイデンタルハードメンテナンス互助会のこと）で略称をHMGと呼びます。）とは当社の顧客が独自に結成している任意の

互助会組織です。主な目的は、当社商品に係るハードウェアの修理・保守等に係る費用の負担や会員同士の情報交流です。当社の顧客は月あたり1,500円からの会費（なお、システム規模により変動）を納入することで、入会できます。

当社及び顧客等との関連を系統図で示すと以下のとおりとなります。

（事業系統図）



（*1）上図の「リース活用時」は、顧客が当社商品の購入に当たり、リース会社とリース契約を締結した場合の資金の流れです。

（*2）上図の「現金取引時」は、顧客が当社商品の購入に当たり、販売代金を直接、顧客から当社に支払う場合の資金の流れです。

（事業の特徴）

当社事業及び当社が手掛ける商品・サービスには、以下の特徴があります。

① 商品・サービスについて

当社の顧客である歯科医院の抱える課題として、行政が定める歯科のカルテ記載のルールや形式が複雑などと、保険診療報酬の請求計算（レセプト）が複雑であり定期的な改定が求められること、患者に対するインフォームドコンセントの必要性が高まっていることが挙げられます。

そこでこれらの課題に対応するため、当社は、電子カルテ機能、レセプト機能に加え、インフォームドコンセント機能と歯科医院運営の利便性を高める来患分析等の各種アプリケーションを一元的に運用できる「歯科電子カルテ統合システム」を提供し、これをタブレット端末（iPad）と連携させております。

まず、電子カルテ機能とレセプト機能については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版（平成29年5月）」（厚生労働省）で示されている「電子保存の3基準」に適合するため、株式会社日立製作所のデータベース「HiRDB」に指静脈生体認証システムを組み合わせることで、データベースに対するあらゆる操作及び操作者の記録や、不正な書換・消去などの防止を可能とし、患者及び顧客である歯科医院が安心して利用できるシステムを提供しております。

次に、患者に対するインフォームドコンセント機能として、患者に対して治療の内容・経過等をわかりやすく伝える各種のツールを提供しております。例えば、「i-DS検査」という商品では、治療後すぐ、チア・サイドからiPadに歯周病検査の結果や口腔内写真を表示し、患者にわかりやすい説明を実施することができます。

また、歯科医院の運営管理の効率化を推進する機能として、電話の着信時に患者情報を表示して電話応対を円滑にする「CTIシステム」や、1台のコンピューター端末に複数の仮想PCを起動させる技術を応用し複数のiPadから同時に電子カルテ入力を可能とする「バーチャルカルテ」を開発し、販売しております。

(当社商品の体系について)

	システム区分	機能の種類	名称
統合	基幹システム	電子カルテ機能	Hi Dental Spirit XR-10i
		レセプト機能	
患者と歯科医院を結びつける情報システム		インフォームドコンセント機能	「i-DS」シリーズ等
		歯科医院の運営管理の効率化を推進する機能	「CTIシステム」等

このように、「歯科医療に夢と未来を」を経営理念に、患者及び歯科医院の安心と満足につながる情報システムをパッケージソフトとして提供してまいりました結果、長期にわたる取引関係となる顧客も多く、当社の顧客による買替更新比率は95.6%（注）9となり、顧客数は以下のとおり推移しております。

（注）9. 買替更新比率は、2015年10月1日から2020年9月30日を対象期間として、当社顧客のうち買替更新を行った顧客の合計件数を、当社顧客のうち買替更新を行った顧客の合計件数と他社切替により当社との取引関係を解除した顧客の合計件数の合計で除して計算しております。

(地域ブロック別の顧客数の推移)

(単位：件)

地域ブロック名	2016年9月末	2017年9月末	2018年9月末	2019年9月末	2020年9月末	2020年10月末
九州ブロック	848	886	903	938	932	931
中国ブロック	784	816	857	875	876	876
関西ブロック	678	702	728	743	741	740
四国ブロック	517	526	526	525	524	524
関東ブロック	3	13	28	49	61	64
計	2,830	2,943	3,042	3,130	3,134	3,135

② 収益形態及びソフトウェア三無主義について

当社の収益は、独自に開発しパッケージ化した歯科電子カルテ統合システムの販売によるシステム売上高が大部分を占めており、ほかに診療報酬改定等の制度上の改定に伴うプログラム改定売上高、その他として機器等の修理売上高等で構成されております。

なお、当社は顧客である歯科医院の安心感・満足感を高めるため、創業以来、「ソフトウェア三無主義」を提唱し、定期的な保守料等は受け取っておりません。例えば、当社システムの使用や操作方法について不明な点が出てきた場合に、何度も専任の営業サポート社員から説明やトレーニングを受けることができます。そのため、顧客である歯科医院は、当社商品の購入後、毎月定額の保守料等の費用負担なく安心してサポートサービスを受けることができます。

③ 営業サポート体制について

当社は、西日本を中心とした全国23拠点に約100名の営業サポート社員を配置し、地域密着型の直接的な営業サポート体制を構築しております。その担当エリアにおいて当社社員は、新規顧客への営業活動と、既存顧客に対する保守サービス等のサポート活動を行っております。

新規顧客への営業活動としては、顧客となる歯科医院を直接訪問し、医院運営に適ったシステムとアプリケーションを提案する営業を行っております。既存顧客に対するサポート活動としては、顧客ごとに専任の営業サポート社員を配置し、迅速に直接訪問して対応するサポート体制をとっております。具体的には、定期的な顧客訪問、診療報酬改定時の情報提供（例えば、説明用冊子の作成など）、改定内容に係る説明会の開催や訪問時の個別説明、顧客の歯科医院内の業務フローに合わせた細かなシステム設定、機器障害発生時での訪問対応等があります。このようなサポートを専任体制により提供することで、顧客との信頼関係が醸成される

考えております。

またこのように、地域に密着して営業活動とサポート活動を行う専任の営業サポート担当社員が、顧客を直接訪問し保守サービス等の「顔の見える」営業サポートを実践することで顧客の要望を把握し、当社システムの一層の進化・向上につなげることで、顧客満足度の向上に取り組んできた結果、既存顧客が定期的に行う基幹システムの入替時において一定の買替更新比率を確保しております。

さらに、このような営業とサポートの両面を支えるため、2010年から営業サポート社員全員にクラウド型営業支援ツールを導入し、顧客情報の可視化を行うことで、営業部門全体の生産性を高めるよう努めてまいりました。下記に当社の営業拠点の状況を記載いたします。

(2020年10月31日現在)

地域ブロック名（営業拠点数）	営業拠点名
九州ブロック（8）	福岡支店、北九州営業所、佐賀営業所、大分営業所、長崎営業所、熊本営業所、鹿児島営業所、沖縄営業所
中国ブロック（6）	岡山本社、広島営業所、福山営業所、山口営業所、島根営業所、鳥取営業所
関西ブロック（4）	大阪支店、堺営業所、神戸営業所、姫路営業所
四国ブロック（3）	愛媛営業所、高松営業所、高知営業所
関東ブロック（2）	東京支社、横浜営業所

④ 売上債権の回収について

当社は複数のリース会社と提携することで、歯科医院が円滑にリース契約を締結できる体制としております。リース契約の活用により、顧客は初期導入費用の負担を軽減でき、当社は売上債権回収に係る業務負担を軽減しております。

⑤ 開発業務について

当社は、社内による独自開発を基本方針としております。これは、吸い上げられた顧客ニーズを迅速に開発業務へとつなげるためであります。また、外注委託の活用を限定的とすることで、製販一体の強みをより生かすことができるとの考えによります。さらに、株式会社日立製作所との特約店契約に基づく連携により、日立グループが有する新しいIT技術のノウハウを開発業務に活用できる体制を構築しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年10月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
125	33.5	7.4	4,110

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。また休職者も除く。）であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、「歯科医院向けシステム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社創業者が掲げる経営信条は、「商いの原点に忠実たれ」「商いの王道を歩む」であります。当社の経営理念・企業理念・事業理念・行動指針等はすべてこの経営信条から生まれたものであり、当社はこの価値基準に従いビジネスを開拓する方針であります。

当社の経営理念は「歯科医療に夢と未来を」提供すること、企業理念は「徹底的な顧客サポート体制と圧倒的な開発力を備えた、ナンバーワン歯科電子カルテメーカーを目指す」ことであります。

当社が「夢と未来を」提供する対象は、顧客である歯科医院とその患者であり、双方の満足度を高める新しいコンピューターシステムやアプリケーションを開発し、これを手厚い顧客サポートで普及させることで業界シェア首位を目指すとともに、歯科医療全体の社会的地位の向上と歯科医院の繁栄に寄与し、もって日本経済の発展に貢献することを基本方針としております。

また当社の事業理念は「サポートなくして販売なし」「お客様の笑顔、お客様の満足が私たちの喜び」「顔が見え、心が触れ合う」であり、創業者の経営信条を反映させております。さらにこれを具体化した「地域密着のサポート」「精緻なサポート」「最先端の技術と知識を駆使したお客様の為の電子カルテシステムの開発」を行動指針として取り組んでおります。

当社が考える「商いの原点」とは「顔が見え、心が触れ合う」ことであり、この信条・理念を忠実に実践するためには、顧客一人一人と向き合い対話を重ね、信頼関係を構築することが重要となります。そのため当社は、短期的な事業規模の拡大や利潤を追求せず、中長期的な視点での営業拠点の拡大及び顧客数の増加を志向し、緩やかであります。確たる土台を築いた上で成長・発展する方針です。

(2) 経営戦略

当社の経営戦略の根基は、末永い顧客との取引関係の構築であります。現在、2022年度（2023年9月期）を最終年度とする「東和ハイシステム株式会社 中期経営計画2021」を立案し、その達成に向けて下記のような戦略を取り組んでまいります。

(高い付加価値を意識した商品開発)

当社は、新しい技術と知識を駆使して、顧客である歯科医院及びその患者の満足度を高める商品開発に注力します。特にAI（人工知能）等を導入した商品開発や、新型コロナウイルス感染症の影響によるオンライン診療や在宅勤務での業務に対する顧客ニーズの高まりを捉えて、クラウド基盤を活用した商品・サービスの開発投資を行ってまいります。

(独自サービスの提供)

当社は、創業以来、「ソフトウェア三無主義」を提唱しております。一般的なコンピューターシステム業界では、保守料による安定収益を確保するビジネスモデルが採用されておりますが、当社は歯科医院向けパッケージとして歯科電子カルテ統合システムを三無主義により今後も提供する所存です。

(営業拠点の展開)

当社は、西日本を中心に本社を含めた23か所に営業拠点を開拓しておりますが、全国的には展開の余地が残っております。そこで、顧客一人一人を個別訪問する直販体制を維持するために必要な人員の採用・育成を強化し、顧客基盤を拡大する方針です。そのためには今後、既存の営業地域に加え関西ブロック及び関東ブロックでのシェア拡大を課題に、人員の投入・新規営業拠点の展開・知名度の向上に取り組んでまいります。

(人材の育成)

上記の営業拠点展開を実現するには、歯科業務、保険診療、自社商品及びIT機器等の幅広い知識を備えた上で、コミュニケーション能力と提案能力の高い人材が必要となります。「サポートなくして販売なし」を事業理念とする当社において、サポート可能な顧客数には上限があり、また物理的にサポートできない遠方に所在する顧客もあります。この状況を打開するためには優秀な人材を一人でも多く確保することが肝要であり、外部採用及び自社内での教育・育成に何より注力する所存です。

(知名度の向上)

当社がより良い人材を確保し、また顧客に対する認知度を向上させるためには、当社の知名度の向上が不可欠です。そのため、広告宣伝活動やデンタルショーなどの展示会への出展を積極的に進める所存です。

(財務的安全性の堅持)

当社のビジネスモデル上、途切れのないサポートを維持することは顧客、患者及び歯科医療全体に対する責任であると認識しております。そのためには今般の感染症の蔓延等の不測の事態が勃発しても、顧客が当社の事業運営の継続性に懸念を抱かないような財務的安全性の確保が重要と考えております。現状、一定の自己資本比率を堅持できておりますが、今後も油断なく取り組む所存です。

(3) 目標とする経営指標

当社は、企業価値の向上を目指すにあたり、収益力と業界シェアを重視しております。

重視する目標	判断するための指標
収益力	営業利益率
業界シェア	顧客数

(4) 経営環境

当社が直面している経営環境は、制度、業界、顧客の3つの側面があります。

なお、新型コロナウイルス感染症が当社の経営環境に与える影響は、現時点において限定的なものではあります、先行きは不透明な部分もあり、継続的に注視してまいります。具体的には、プログラム改定売上高等については制度的な変更に伴うものであるため、影響は極めて軽微であります。一方システム売上高については、2020年4月から5月にかけての緊急事態宣言を受けた全国的な訪問自粛により対面営業自粛の影響を受けておりましたが、2020年6月以降、概ね回復していることを確認しております。本書提出日現在、足許で新型コロナウイルス感染症の大きな影響はないと判断しております。

(制度的側面)

わが国の医療制度は、医療費財源を賄う医療保険などの医療保障制度と、病院や医師等に関する医療提供制度の両面で成立しております。このうち医療保障制度の面では、近年の少子高齢化と医療費の膨張から、保険財政の悪化が課題となっております。そこで、2年に一度、厚生労働省の諮問機関である中央社会保険医療協議会等により診療報酬の改定が行われます。特に歯科については、診療報酬の計算が年々複雑化しており、都道府県単位で解釈や表記方法が相違するケースも出ております。

また医療提供制度の側面については、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築が叫ばれており、地域における医療及び介護の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築・推進も提唱されております。歯科においても、「認知症施策推進総合戦略」（2015年1月 厚生労働省策定「新オレンジプラン」）における役割（早期発見、在宅医療等）の重要性に注目が集まっております。

(業界的側面)

当社が属する歯科医療業界では、一般的に「歯科材料商」と呼ばれる代理店を通して、歯科医院の運営に必要な器具・備品等を調達することが一般的であります。そのため歯科用レセプト・コンピューターを手掛ける同業他社も、「歯科材料商」に販売業務を委託しております。

しかし近年、歯科用コンピューターの役割について、レセプト単独目的の使用から、電子カルテを始めとする種々のアプリケーションとの連携や、一定の条件化ではありますがオンライン診療の容認など、IT技術を歯科医院の運営に活用する素地が整ってきており、当社が提案する歯科電子カルテ統合システムの需要が高まってくると考えております。

また新型コロナウイルス感染症は、歯科治療が濃厚接触に該当するとの認識から、診療時間帯・診療スタッフの員数・診療方法などの見直しの契機となっております。こうした状況のもと、歯科医院運営においても非対面型や非接触型、あるいは自宅で事務処理業務をこなす在宅勤務等にかかるニーズが注目されつつあり、今後、一層のIT化が進展すると期待されております。

(顧客的側面)

当社の顧客である歯科医院は全国に約68千件（出典：厚生労働省「医療施設動態調査（令和2年1月末概数）」）が開業されていますが、医院数は年々減少しております。主な要因としては、歯科医師の高齢化による引退医院数が新規開業医院数を上回っていることによります。一般に引退が始まると言われる60歳以上が、歯科医院全体の30.9%（出典：厚生労働省「2018年医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」）を占めていることから、今後も引退医院が増加し、全体として歯科医院は減少するものと予想されております。

一方で、当社は電子化を推進している又は推進する予定の医院を対象顧客と考えております。すなわち、約68千件のうち、電子カルテを一部もしくは完全導入済である歯科医院数の約43千件（厚生労働省「平成29年医療施設（静態・動態）調査上巻」より2017年10月時点での導入済医院数39,344件と2020年までに導入予定医院3,588件の合計）を対象としております。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社が「歯科医療に夢と未来を」を経営理念に歯科医院への提案型営業を推進し、更なる成長を目指すためには、「人材の確保」、「新しい技術を取り入れた商品開発」、「営業拠点の展開」に対処することが必要と考えております。

① 人材の確保について

当社の最大の財産は、「人」であります。当社の営業サポート社員は、歯科医療や保険診療等の電子カルテメーカーとして必須の専門知識、ソフトウェア及びハードウェアに係るITスキル、知識とスキルを駆使して行う説明会講師や顧客ニーズを引き出すコミュニケーション能力の3点が求められます。

従来、当社は、新卒採用及び中途採用の社員に対して入社時の約3か月の入社研修、1年目・2年目の社員を対象としたフォローアップ研修等に取り組んで育成に注力してまいりました。

しかしながら、今後の成長戦略実現のためには、より優秀な社員を一人でも多く確保できるよう採用体制を強化することが必要となります。特に、新型コロナウイルス感染症の蔓延からリクルート活動もWEB面接が主流となるなどの変化が現れています。こういった時代の変化に応じて、リクルート活動の拡充を図ってまいります。

② 新しい技術を取り入れた商品開発について

当社はこれまで、電子カルテ機能とレセプト機能を備えた基幹システムに、タブレット端末を活用したインフォームドコンセント機能及び歯科医院の運営管理の効率化を推進する機能を融合させ、これらを一元的に管理・運営する統合システムを独自に開発し、2020年2月には受付と精算を担う全自動精算機など顧客ニーズに応えた商品を提供してまいりました。

しかしながら現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、非対面型・非接触型のツールや、在宅での事務作業が可能となる業務推進ツール、そして限定的ではありますが解禁されたオンライン診療等に高い関心が寄せられております。さらに、厚生労働省による「オンライン資格確認システム」（注）の導入も推進されており、今後の歯科医療業界は一層の電子化の進展が見込まれると予想されます。特に歯科医院においては、従来のカルテ、レセプト、オンライン診療、経営分析等を医院運営の業務効率改善の観点から一元的に管理したいとする需要が高まると予想され、ビジネス環境は大きな転換点を迎えていると考えております。

このようなニーズに対して当社は、AI（人工知能）を活用した新商品や、クラウド基盤を経由した電子カルテ統合システムと各種のアプリケーションやツールとの連携を図ることで対応することが重要と考えております。2020年6月には、歯科医院自ら新型コロナウイルス感染症の影響の程度を分析することも可能とするアプリケーションとして「Doctor アシスト Pro」をリリースいたしましたが、より一層の利便性ある商品・サービスの開発に注力する所存です。

具体的には、スマホやタブレットを活用した予約システムや経営分析システムの開発、SNSとの連携による医院と患者の新しいコミュニケーションの実現、スマホ診察券の導入、オンライン診療機能などを備えたクラウド型統合システムの開発が重要と考えております。また、「オンライン資格確認システム」への対応として「Hi Dental 資格確認パック」（資格確認端末PC、連携ソフト、電子カルテ連動作業）のリリースを企画しております。

(注) オンライン資格確認システムについて

厚生労働省が推進する「オンライン資格確認システム」とは、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号・番号により、オンラインで資格情報の確認ができるることをいい、現在、2021年3月開始のスケジュールに沿って推進されております。

③ 営業拠点の展開

当社は西日本を中心に営業拠点を展開してまいりました。当社の営業はサポート業務と一体であることから、更なる成長を目指すためには、十分な人材を教育・育成した上で、既存の営業地域の深耕だけでなく、多数の対象顧客が開業している関西ブロック及び関東ブロックでのシェア拡大が必要です。

まず関西ブロックでは現在、大阪市、神戸市、姫路市、堺市と展開しており、今後も新たな営業拠点の展開を図ってまいります。

また関東ブロックにおいては、レセプト機能を主体に運用している歯科医院が多いことから、電子カルテ統合システムを提供している当社及び当社商品の認知度は低く、これが事業展開の障害の一つとなっております。そのため、広告宣伝活動及びセールスプロモーションを積極的に行い、歯科医院への個別訪問活動の効果を高めていくことで、新たな営業拠点の展開が可能となる土壌を整えてまいる所存です。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容もあわせて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 競争優位を脅かす技術革新等について

当社は医療情報システムの開発・販売業を営んでおります。当社は、その中でも歯科医療に特化し、長年にわたり構築してきた歯科電子カルテ統合システムと、地域密着型のサポート体制により、同業他社との差別化を図っております。これにより、日本の人口減少などマクロ的な影響を受けながらも、今後も顧客数の拡大を続けていくことができる状況と判断しております。

しかしながら、当社の歯科電子カルテ統合システムの優位性が失われるほど大きな技術革新の進展や、IT環境の著しい変化が生じた場合、あるいは顧客のニーズが著しく変化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 顧客である歯科医院について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営環境」に記載のとおり、当社が顧客としている歯科医院数は今後、減少する傾向にあります。また、日本の人口減少に伴い歯科医院運営の競争も厳しくなると予想されます。

これらの要因により、今後、引退による歯科医院数の減少や、経営不振による既存顧客による買替需要・投資意欲の減退等が当社の予測を上回った場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 顧客が設立している任意の互助組織HMG（ハイデンタルハードメンテナンス互助会）について

HMGは当社の顧客である歯科医師が発起人となり組成された任意団体であり、加入資格は当社の顧客に限定され、ハードウェアの修理・保守に係る費用など会員の負担軽減を目的に規約に沿って運営されております。またHMG会員は年2回発行されるHMG会報により会員同士の情報交換も図っております。結成以来、HMGと当社は非常に良好な関係を維持しており、相互に敬意を払いながら共通の利益を追求するパートナー関係を構築しております。

しかしながらHMGは当社と独立した組織であることから、会員の総意により結成目的や運営方針に大きな転換が発生し、それが当社のビジネスモデルに大きな影響を与える場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定商品に特化した事業展開について

当社は今まで、歯科電子カルテ統合システムの開発・販売に取り組むとともに、市場及び顧客のニーズに真摯に対応することでシェアを伸ばしてまいりましたが、特定商品の供給に特化していることから、当該商品に重大な課題が判明した場合や、市場と大きなミスマッチが発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特約店契約について

当社は株式会社日立製作所と特約店契約を締結し、現在のところ、継続的かつ良好な関係を維持しております。また同契約は、IT機器の安定調達、及び新商品開発時の知識面・技術面での助言や支援など、当社の事業活動の円滑化・安定化に貢献しております。

しかしながら、株式会社日立製作所側の特約店戦略や諸条件の変更があった場合、あるいは何らかの事由により当該契約を解除する事態となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 仕入先が限定的であることについて

当社は歯科電子カルテ統合システムに特化した事業展開をしており、当社で開発したシステムを搭載するハードウェアについては、株式会社日立製作所等の仕入先から提供を受けることでコスト削減を図ってまいりました。

ただし、仕入先が限定的であることからこれらの取引先の経営環境の著しい悪化や、商品の供給に重大な問題が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7)商品の品質管理について

当社は歯科電子カルテ統合システムとして、「Hi Dental Spirit」シリーズと附属するアプリケーションは自社で研究・開発を進めており、リリースしている商品について、自社で独自の品質管理を行っております。これまで重大な不具合等は生じておりませんが、何らかの特殊事情により展開している商品について重大な不具合等が生じ、これに対するリカバリーに多くの業務量を要する場合や、新規の供給が停滞するような場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8)制度上の改定に伴うプログラム改定について

歯科医療業界においては、概ね2年に一度の頻度で医療保険制度の改正に係る診療報酬の改定が、また、概ね3年に1度の頻度で介護保険の改正に係る診療報酬の改定が行われます。当社では、このような制度上の改定に際して、その規模、業務量その他に応じて有償でプログラム改定作業を行い、これを売上高として見込んでおります。

しかしながら、制度上の改定等の範囲、規模、複雑性や高度性が当社の業務処理能力を上回った場合、あるいは、作成した改定プログラムに重要な欠陥やバグが含まれてしまった場合、当社が見込んでいた制度上の改定が全く発生しなかった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9)プログラム変更作業の発生による業績の変動について

当社の営業サポート社員は、新規顧客への営業活動と既存顧客に対する保守サービス等のサポート活動の双方を担当しております。そのためプログラム変更に伴う改定作業が必要となった場合、既存顧客に対するサポート活動の増加により、新規顧客に対する営業活動に支障が生じるおそれがあります。また、2年に一度の医療保険制度の改正及び3年に一度の介護保険制度の改正に係る診療報酬改定は4月に、歯科用貴金属の価格改定に伴う医療保険制度の診療報酬改定は3か月ごとに発生する傾向があります。またこれら以外にも、臨時に診療報酬改定等が発生する場合もあります。そのため、当該プログラム変更の規模・業務量・頻度によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)新商品・サービスの開発及び技術革新等によるプログラム修正について

当社は同業他社との競争に勝ち抜くため、最新の情報技術を活用した歯科医院向けのコンピューターシステムの開発に注力しております。しかし、開発の全てが順調に進み新商品・サービスを提供できるとは限らず、開発途中における修正や見直し等により新商品・サービスの投入に遅れが生じたり、開発そのものが中止された場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の提供するWindows搭載サーバーやiPadなどの各端末に搭載されるOS(Operating System)の提供者により、それらのガイドラインや機能が変更され、当社が提供するコンピューターシステムのプログラム修正が必要となった場合、その修正の程度によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)オンライン資格確認システムについて

現在、厚生労働省が推進しております「オンライン資格確認システム」事業は、健康保険証のオンラインによる本人確認・資格確認を行う制度であり、現在、2021年3月開始のスケジュールに沿って推進されております。当社もこれに対応した商品提供の準備を進めております。

しかしながら、例えば行政機関が運営するデジタル事業において大規模なサーバー攻撃がなされる等、厚生労働省の推進するスケジュールが遅延する場合、今回推奨されるOSに重大な欠陥やバグ等が発見されPC端末の推奨モデルの調達が困難となった場合、通信回線工事を要する顧客が想定以上に増加した結果、回線工事業者の対応に遅延が発生することで当初計画の納品に遅れが生じた場合、本書提出日現在においてオンライン資格確認の運用が開始されていないことから、今後、何らかの不具合や予期せぬトラブル等が発生した場合、当社の販売計画に影響が生じることで、当社の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人材の採用及び教育について

当社が安定的な成長を確保していくためには、「歯科医療や保険診療等の電子カルテメーカーとして必須の専門知識」と「ソフトウェア及びハードウェアに係るITスキル」「知識とスキルを駆使して行う説明会講師や顧客ニーズを引き出すコミュニケーション能力」を備えた人材の確保が重要となります。当社の経営理念を理解し、賛同しうる人材の確保を重要課題として、新卒の採用だけでなく、他業種を含めた職業キャリアの採用（中途採用）など、優秀な人材の獲得に取り組んでおります。また、人材教育に関しては、OJTといった現場での実践を通じた教育に加え、専任講師による専門知識を習得する機会を増やし、プロフェッショナルとなり得る人物を育成しております。

しかしながら各都道府県への支社・支店、営業所の進出に対して、人材確保及び育成が追いつかない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 人材の流出について

上述のように、当社が安定的な成長を確保していくためには優秀な人材の確保及び育成が重要となります。しかしながら、マクロ的な経済環境・雇用環境の変化や、個人の家庭環境・属性により当社を退職する社員が一定数存在しております。当社が提供する地域密着型のサポートサービスを維持するために必要な人員数を割り込む程の人材流出が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 知的財産権について

当社が保有する商標権は、ロゴマーク及び商品名である「Hi Dental Spirit」（歯科電子カルテ統合システム）の2つであります。これらについて当社は、国内の同業他社及び類似業種における当社商標権の侵害の有無を確認しております。

また、当社が商品開発やプロモーション等を行う場合、必要に応じて第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況を外部の弁理士等を通じて調査することで、知的財産権に関わるリスク低減を図っております。

しかしながら、当該調査をしても第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況が明確に判明せず、結果として第三者の保有する特許権、商標権等の知的財産権を使用したこと等により第三者の当該知的財産権を当社が侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求等を受ける可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 個人情報の保護について

当社の主たるシステムは、その性質上、歯科医院の患者情報を扱うことになり、顧客におけるシステム切り替え時のデータコンバートや買替時など、当社も個人情報に関わることがあります。「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を果たすためにも、個人情報の保護の徹底を図り個人情報の保護の方針を定め、当該方針の遵守を徹底するよう努めるとともに、個人情報の取扱いに関する社内教育を行い、データも暗号化処理を施すなど、管理・運用面についても慎重を期しております。

また、社内における個人情報管理に関しても、運用担当者を厳格に定め、サーバー類の運用ルールも厳格なマニュアルに規定し、運用が適正に行われるよう取り組んでおります。

これらを踏まえ、引き続き、第三者認証である個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の獲得などを、早急な課題と位置付け取り組んでまいります。

しかしながら、当社で取扱う個人情報等について、漏洩、改ざん、不正使用、外部からの不正アクセス、その他想定外の事態が発生する可能性が完全に排除されているとはいはず、これらの事態が発生した場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担や、当社への損害賠償請求、当社の信用力の低下等によって、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。万が一、個人情報が漏洩するような事実が発生した場合は、社会的信用を失墜し、それに伴う不利益は甚大なものとなり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 内部管理体制について

当社は、企業ブランドの持続的な向上を図るためにも、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。そのため、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しており、役職員等の社内関係者の不正行為等が発生しないようにコンプライアンス規程を制定し、当社の役職員等が遵守すべき法令及びルールを定め、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。

しかしながら、法令等に抵触する事態や社内関係者による不正行為が発生する事態が生じた場合、あるいは事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 特定人物への依存について

当社におきまして、創業者であり代表取締役でもある石井滋久は、当社の経営信条、経営方針、経営理念、事業理念、事業モデル、経営戦略のあらゆる場面で中心的な役割を果たしており、現在も経営戦略、会社の事業推進、営業施策とその推進等において、重要な役割を果たしております。

当社では取締役会及び執行役員体制を整え、役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化など権限委譲を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が業務執行を継続することが困難となった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 大規模な自然災害・戦争等の非常事態・感染症による緊急事態等の有事発生時について

当社は、開発の拠点を岡山本社、地域密着型のサポートサービスの拠点を岡山本社とそれ以外の西日本を中心とした主要都市に設置し、商品は岡山本社から各拠点に配送する方式としております。当社の顧客は歯科医院という医療機関であるため、有事発生時であっても当社には従来通りの役割が求められます。そのため、本社や各拠点が被災等の有事発生時に備え、営業・物流も含めたサービス提供機能の維持を課題として取り組んでおります。

現状、これら自然災害・非常事態・緊急事態等が発生した場合に備え、BCP（事業継続計画）策定により有事発生時への対処策を立案し、顧客、事業及び財務状況への影響を最小化するよう努めております。しかしながら、本社又は各拠点が自然災害や非常事態により被害を受け、その物的・人的損害が甚大である場合、感染症その他により地域的又は全国的に緊急事態宣言が発出され、経済活動よりも安全や健康が優先されるべき事態となった場合、当社の業務活動の継続自体が困難又は不可能となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に対して当社は、取引先、関係者及び従業員の安全を第一に考え、時差出勤の実施、不要不急の外出の自粛、一定の距離を確保した事務所内の配置、可能な社員についての在宅勤務、テレビやWEBを活用した会議や面接の実施、パーテイションによるセクション区切り等の施策を全社的に取り組んだ上で、個々人においては日常的なうがい・手洗い消毒・検温等を行い、予防と早期発見を図っております。

また当社の顧客は歯科医院という医療機関であるため、新型コロナウイルス感染症の蔓延は、当社の事業遂行上、様々な制約が発生する可能性があります。今般の新型コロナウイルス感染症においては、2020年4月から5月にかけて発出された緊急事態宣言により、顧客との対面営業の自粛、歯科医院自体の来患数の制限や休診が発生しております。

当社におきましては、2020年6月以降、上記の状況から概ね回復しており足許での影響は相当程度に限定的であることを確認できておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況が悪化し、その影響が長期かつ広範囲に拡大した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 大株主について

当社の代表取締役石井滋久（資産管理会社である有限会社エス・イーを含む）の所有株式数は、本書提出日現在で発行済株式総数の88.9%を所有しております。今般の上場に当たり所有株式の一部を売却する予定ではあります、引き続き大株主となる見込みです。

同氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何等かの事情により大株主である同氏の持分比率が低下した場合、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延が当社に与える影響は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営環境」や「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (19) 新型コロナウイルス感染症について」にも記載のとおり足許では限定的な影響で収まっていることを確認しております。そのため財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に与える影響についても同様、本書提出日現在において限定的であると考えております。よって当社の経営戦略その他に変更はございませんが、引き続き新型コロナウイルス感染症が引き起こす事象に留意し、当社に与える影響を注視してまいります。

① 経営成績の状況

第42期事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

当事業年度における我が国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融政策を背景とした公共投資の増加、企業収益や雇用環境の改善が続くなど、引き続き緩やかな景気の拡大基調で推移しました。

当社が属する歯科医療業界においては、2018年度の歯科及び介護の診療報酬同時改定が実施され、政府の掲げる医療の効率化・適正化を一層進展させるとともに、医療費・介護費の伸びを抑制する方向性を示すものとなりました。

当社におきましては、新元号「令和」にちなんで「Beautiful Harmony -美しい調和の時代へ-」を掲げ、「お客様の笑顔、お客様の満足が私たちの喜び」を理念に、主力商品である歯科電子カルテ統合システム「Hi Dental Spirit XR-10i」の販売に注力しました。また、2018年12月に関東ブロックで2拠点目となる横浜営業所を開設し、2019年1月には1台のコンピューター端末に複数の仮想PCを起動させる技術の活用により同時に複数名がカルテ入力できる「バーチャルカルテ（旧 VMリモート）」の機能向上させてまいりました。

販売面では、新元号及び消費税増税へのプログラム改定作業への対応等の新しい事象への対応により、プログラム改定売上高は当初予想を上回りましたが、一方で主力であるシステム販売活動は、「働き方改革関連法」への対応と商談時間確保のバランスや、プログラム改定作業の頻度が営業時間数の制約につながり、システム販売台数の減少に繋がりました。

売上原価では、システム売上高が伸び悩みにより原価全体としては446百万円（前年同期比98.5%）となりました。

また販売費及び一般管理費については、営業サポート部門拡充のための採用関連費用が増加しましたが、全社的なコスト抑制活動により1,077百万円（前年同期比95.4%）となりました。

このような状況のもと、当事業年度の売上高は1,906百万円（前年同期比93.4%）、営業利益は381百万円（前年同期比83.4%）、経常利益は386百万円（前年同期比84.9%）、当期純利益は237百万円（前年同期比78.3%）となりました。

なお、当社は、「歯科医院向けシステム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

第43期第3四半期累計期間（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、企業収益や所得環境の改善に伴い緩やかな回復基調にありましたが、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞により、景気は急速に減退しました。また個人消費につきましても、消費税増税の影響は軽減税率等の施策の効果もあり限定的でしたが新型コロナウイルスの影響による外出自粛、雇用の不安定化により、景気は厳しい状況となりました。

歯科医療業界における新型コロナウイルス感染症の影響は、歯科治療が濃厚接触に該当するとの認識から、診

療時間帯・診療スタッフの員数・診療方法などの見直しの契機となっております。例えば、非対面型や非接触型の精算方法や、スタッフの在宅勤務等にかかるニーズが注目されつつあり、今後、一層のIT化が進展すると期待されております。

そのような中、当社は緊急事態宣言発出の下、令和2年4月に係る診療報酬改定作業、保険改定内容の顧客への説明に注力してまいりました。具体的には、集合研修の自粛の中、改定内容説明冊子及び説明動画を作成しこれを顧客に配布するとともに、希望する顧客に対して個別に説明を行ってまいりました。また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響の程度を分析することも可能とする新商品「DoctorアシストPro」をリリースいたしました。

これら一連の活動を、主力商品である電子カルテ統合システム「Hi Dental Spirit XR-10i」販売へと繋げてまいりました結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,461百万円、営業利益は362百万円、経常利益は375百万円、四半期純利益は239百万円となりました。

② 財政状態の状況

第42期事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

(資産)

当事業年度末における資産合計は2,800百万円となり、前事業年度末より203百万円減少いたしました。

a. 流動資産

流動資産は1,923百万円と前事業年度末より176百万円減少いたしました。主な内訳は、満期到来による金銭の信託の減少300百万円、売掛金の減少70百万円、これらに伴う現金及び預金の増加190百万円であります。

b. 固定資産

固定資産は876百万円と前事業年度末より27百万円減少いたしました。主な内訳は、本社建物に係る減価償却費用の計上18百万円であります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は358百万円となり、前事業年度末より400百万円減少いたしました。

a. 流動負債

流動負債は321百万円と前事業年度末より137百万円減少いたしました。主な内訳は、1年内返済予定の長期借入金の減少77百万円、未払法人税等の減少60百万円、未払消費税の減少30百万円等であります。

b. 固定負債

固定負債は36百万円と前事業年度末より263百万円減少いたしました。主な内訳は、財務内容強化のための長期借入金一括返済による減少265百万円であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は2,442百万円となり、前事業年度末より196百万円増加いたしました。主な内訳は、配当金の支払による減少41百万円及び当期純利益の計上237百万円等に伴う利益剰余金196百万円の増加であります。

第43期第3四半期累計期間（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

(資産)

当第3四半期会計期間末の総資産は3,048百万円となり、前事業年度末と比較して248百万円増加しました。内訳は、流動資産の増加251百万円、有形固定資産の減少6百万円、無形固定資産の減少2百万円、投資その他の資産の増加6百万円によります。

(負債)

当第3四半期会計期間末の負債は、408百万円と前事業年度末と比較して50百万円増加しました。内訳は、流動負債の増加47百万円、固定負債の増加3百万円によります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産は2,639百万円となり、前事業年度末と比較して197百万円増加しました。内訳は、配当金の支払による減少41百万円及び当第3四半期累計期間における利益の獲得239百万円等に伴う利益剰余金198百万円の増加であります。

③ キャッシュ・フローの状況

第42期事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は1,370百万円となり、前事業年度末より195百万円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は282百万円（前年同期は290百万円の収入）となりました。これは主として、未払消費税等の減少による30百万円の支出、法人税等の納付による205百万円の支出等があったものの、税引前当期純利益の獲得による386百万円の収入、減価償却費30百万円の計上、売上債権の回収による70百万円の収入等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって得られた資金は297百万円（前年同期は233百万円の収入）となりました。これは主として、満期到来による金銭の信託の償還により300百万円の収入があったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支払った資金は384百万円（前年同期は83百万円の収入）となりました。これは主として、長期借入金の返済による343百万円の支出、配当金41百万円の支払によります。

④ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供する商品の性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

第42期事業年度及び第43期第3四半期累計期間におけるシステム売上高に関する受注実績は、次のとおりであります。なお他の収益形態は、その性格上、受注実績の記載になじまないため記載を省略しております。なお、当社は「歯科医院向けシステム事業」の単一セグメントであるため、地域ブロック別に記載しております。

地域ブロック別	第42期事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)				第43期第3四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	
	受注高(千円)	前年同期比 (%)	受注残高(千円)	前年同期比 (%)	受注高(千円)	受注残高(千円)
九州ブロック	436,088	89.6	22,212	88.0	293,447	19,841
中国ブロック	450,807	86.9	16,457	45.8	340,950	5,585
関西ブロック	362,086	81.7	38,810	352.2	270,707	7,038
四国ブロック	251,366	98.3	6,189	28.1	124,655	2,877
関東ブロック	69,070	190.5	7,356	—	38,728	—
合計	1,569,417	90.2	91,024	96.6	1,068,490	35,342

(注) 1. 地域ブロック間取引はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 前年同期比における「—」は、前年の受注残高がないことを意味しております。

4. 受注残高における「—」は、受注残高がないことを意味しております。

c. 販売実績

第42期事業年度及び第43期第3四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は「歯科医院向けシステム事業」の単一セグメントであるため、収益形態別及び地域ブロック別に記載しております。

収益形態	第42期事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		第43期第3四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高(千円)
システム売上高	1,572,472	90.9	1,124,172
プログラム改定売上高	261,941	104.8	281,189
機器修理売上高	10,937	85.7	7,280
その他（消耗品売上高等）	61,072	126.9	49,304
合計	1,906,425	93.4	1,461,946

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

地域ブロック別	第42期事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		第43期第3四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高(千円)
九州ブロック	536,386	92.3	392,631
中国ブロック	563,312	95.2	443,868
関西ブロック	410,977	77.7	376,628
四国ブロック	330,260	109.4	197,660
関東ブロック	65,490	169.7	51,158
合計	1,906,425	93.4	1,461,946

- (注) 1. 地域ブロック間取引はありません。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上の販売先がないため、省略しております。

また、地域ブロックごとの当社のシェアは次のとおりであります。

(2019年9月30日現在、単位：件)

地域ブロック別	オンライン請求 歯科医院数	電子媒体請求 歯科医院数	小計	当社顧客数	当社シェア (%)
九州ブロック (注) 1	1,229	5,168	6,397	938	14.7
中国ブロック (注) 2	652	2,784	3,436	875	25.5
関西ブロック (注) 3	1,399	6,151	7,550	743	9.8
四国ブロック (注) 4	224	1,197	1,421	525	36.9
関東ブロック (注) 5	2,364	10,959	13,323	49	0.4

(社会保険診療報酬支払基金 「レセプト請求別の請求状況」令和元年度9月診療分より)

- (注) 1. 九州ブロックは、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県で構成されております。
 2. 中国ブロックは、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県で構成されております。
 3. 関西ブロックは、大阪府、兵庫県で構成されております。
 4. 四国ブロックは、香川県、愛媛県、高知県で構成されております。
 5. 関東ブロックは、東京都、神奈川県で構成されております。

6. 上記データは社会保険診療報酬支払基金による「レセプト請求別の請求状況」から、入手可能な最新の公表数値を記載し、当社顧客数も対応する同じ時点の顧客数を記載しております。
7. 上表の「オンライン請求歯科医院数」とは、オンラインによるレセプト請求を行っている歯科医院数です。「電子媒体請求歯科医院数」とは、電子媒体（例えばCD-ROM等）を提出することでレセプト請求を行っている歯科医院数です。各ブロックで記載しているこれらの数値は、（注）1から（注）5までで記載している当社の営業拠点が所在する都府県の歯科医院数を合計しております。
8. ブロックごとの「オンライン請求歯科医院数」と「電子媒体請求歯科医院数」の合計を分母として、ブロックごとの当社の顧客数の合計を分子として当社シェアを算定しております。
9. シェアの算定に当たって使用する当社の顧客数は、各営業拠点が管轄する顧客数であります。そのため、実際の顧客の所在地と異なっている場合があります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。

この財務諸表を作成するにあたり採用している重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。財務諸表の作成にあたり、必要と考えられる見積りは、合理的な仮定等に基づき算定しておりますが、実際の結果は見積り計算特有の不確実性の影響から見積りと異なる場合があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

第42期事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

(売上高)

当事業年度の売上高は、1,906百万円（前年同期比6.6%の減）と減収となりました。

システム売上高については、「働き方改革関連法案」への対応、新元号「令和」及び消費税増税へのプログラム改定作業に係る負担、台風や豪雨といった天候要因等の営業活動を制約する種々の外部的要因により販売システム数が576件（第41期事業年度は640件）と減少しました。また1台のコンピューター端末に複数の仮想PCを起動させる技術を活用した「バーチャルカルテ」の機能向上版のリリース等販売単価の引き上げ要因となる新商品の提供施策に取り組んでまいりました結果、システム売上高は1,572百万円（前年同期比9.1%の減）となりました。

プログラム改定売上高については、2019年5月における新元号「令和」への大規模対応や2019年10月からの消費税増税等への対応により、全体として261百万円（前年同期比4.8%の増）となりました。

(売上総利益)

当事業年度の売上原価は外注費の増加により当期製品製造原価が29百万円増加（前年同期比22.4%の増）しましたが、システム売上高の減少に伴う仕入原価の減少により、売上原価は全体として6百万円の減少（前年同期比1.5%の減）となりました。結果として当事業年度の売上総利益は128百万円減少し1,459百万円（前年同期比8.1%の減）となりました。

(営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、全社的な節減活動により52百万円の減少（前年同期比4.6%の減）となりました。この結果、営業利益は75百万円減少し381百万円（前年同期比16.6%の減）となりました。

(経常利益)

当事業年度の経常利益は、営業利益と同水準の386百万円（前年同期比15.1%の減）となりました。

(当期純利益)

当事業年度の当期純利益は、特別損益項目がないこと、法人税等の計上145百万円、法人税等調整額3百万円の計上により237百万円（前年同期比21.7%の減）となりました。

第43期第3四半期累計期間（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

(売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は、1,461百万円となりました。主な内訳は、システム売上高1,124百万円、プログラム改定売上高281百万円であります。

歯科医療業界においては、新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言の発出に伴う影響が4月以降に現れました。具体的には、歯科医院が来患人数を自ら制限し、医院内スタッフを減少させ、あるいは一時的な休診という対応を行っておりました。

そのような中、当社のシステム売上高については、新型コロナウイルス感染症の影響により4月及び5月の販売件数にマイナスの影響を受けましたが、令和2年4月に係る診療報酬改定作業、保険改定内容の顧客への普及を重ね、また歯科医院における新型コロナウイルス感染症の影響の程度を分析することも可能とする新商品「DoctorアシストPro」のリリースにより、6月販売件数では概ね平常状態まで回復いたしました。この結果、第3四半期累計期間におけるシステム販売件数は、388件となりました。

プログラム改定売上高については、2年に一度の診療報酬価格の改定作業が3月に発生したことに加え、臨時の診療報酬改定が発生したことが増加要因となっております。

(売上総利益)

当第3四半期累計期間の売上原価は、外注費の見直し等により当期製品製造原価が104百万円となりましたが、システム売上高の減少に伴う仕入原価の減少により、売上原価は全体として310百万円となりました。結果として当事業年度の売上総利益は1,150百万円となりました。

(営業利益)

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、新型コロナウイルス感染症による移動自粛による旅費交通費の減少、自粛ムードの中での広告宣伝費等の減少等により経費は全体として788百万円となり、結果として、営業利益は362百万円となりました。

(経常利益)

当第3四半期累計期間の経常利益は、営業利益と同水準の375百万円となりました。

(四半期純利益)

当第3四半期累計期間の四半期純利益は、特別損益項目がないこと、法人税等の計上141百万円、法人税等調整額の計上△6百万円の計上により239百万円となりました。

b. 財政状態の分析

第42期事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

当事業年度末の財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 (2)財政状態の状況」に記載のとおりであります。

第43期第3四半期累計期間（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

当第3四半期会計期間末の財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 (2)財政状態の状況」に記載のとおりであります。

c. キャッシュ・フローの分析

第42期事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

当事業年度の財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 (3)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

e. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は生産設備を特に所有しておらず、本社設備等の大規模な資本的支出の予定は現在ありません。そのため、当社の資金需要は主として、運転資金、配当及び法人税等の支払がありますが、自己資金及び金融機関からの借入にて調達する方針です。

f. 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等の分析

当社が目標とする経営指標は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3)目標とする経営指標」に記載のとおりであります。

第42期事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

当事業年度の売上高営業利益率は20.0%（前事業年度は22.4%）と前年より低下いたしました。これは主として売上総利益の減少128百万円を販売費及び一般管理費の減少52百万円でカバーできなかつたことに起因します。今後も継続的に全社的な生産性向上に向けて、事業活動全般に対して必要な施策を行い、より収益性の高い企業を目指して取り組んでまいります。

当事業年度末における顧客数は3,130件（前事業年度末から88件増加）となっております。当期は閉院・廃院等による引退が重なったことにより46件が減少しましたが、新規顧客として134件を獲得することで、顧客数は順調に推移していると評価しております。

第43期第3四半期累計期間（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

当第3四半期累計期間の売上高営業利益率は24.8%となりました。これは主として、売上総利益の獲得と、販売費及び一般管理費の継続的な経費節減活動に起因します。今後も一層の生産性向上に向けて、社内業務の改善やIT化を推進することで、より収益性の高い企業を目指して取り組んでまいります。

当第3四半期会計期間末における顧客数は3,117件（前事業年度末から13件の減少）となっております。当期は2年に一度の大幅な診療報酬改定や新型コロナウイルス感染症の影響が重なったことにより閉院・廃院等による引退が一時に集中したことから顧客数は75件の減少となりましたが、新規顧客として62件を獲得しており、顧客数は堅実に維持できていると評価しております。

4 【経営上の重要な契約等】

相手先	契約の内容	契約品目	契約期間
株式会社日立製作所	特約店契約証書（注）1	PCサーバー、ビジネスパーソナルコンピューター、日立オープンミドルウェア、日立指静脈認証装置	2019年6月24日を開始日とする1年単位の自動更新であります。（注）2

(注) 1. 特約店契約の解除事由として下記の定めがあります。

手形の不渡り・差押さえ・仮差押さえ・仮処分・競売・破産・民事再生・会社更生・債務不履行等

2. 当社と株式会社日立製作所とは、1992年3月21日に特約店契約を締結し、その後円滑な取引関係を維持してまいりましたが、外部経営環境の変化に対応して契約内容の精査を行ったところ、2019年6月24日付で当該契約を更新いたしました。

5 【研究開発活動】

当社は、歯科医院向けに特化したパッケージソフトを社内で独自開発し、これを商品として販売するという「歯科医院向けシステム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

当社商品は、レセプト機能・電子カルテ機能・インフォームドコンセント機能・歯科医院の運営管理の効率化を推進する機能の4つを、一元的に統合して運用できる点にあります。この強みをより生かした商品開発を目的に、当社のシステム事業本部は、「最先端の技術と知識を駆使したお客様の為の電子カルテシステムの開発」という行動指針に基づき、電子カルテ開発グループ12名と、品質保証部3名の体制で研究開発に取り組んでおります。2020年9月期においては、全自動精算機と来患分析ソフトをリリースしております。今後も、AI（人工知能）やクラウドを活用した歯科医院運営の自動化を推進する機能の開発に注力してまいります。

第42期事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

企業会計基準が定める研究開発費については、当事業年度において7百万円が発生しております。具体的な取組みは下記となります。

①「AI（人工知能）の活用」に則した研究

歯科医院運営にAI（人工知能）を活用した顔認証システム等の研究開発活動

②歯科医院での全自動精算機の実用化の研究

歯科医院の受付窓口の利便性向上のため、非対面型の全自動精算機の使用に関する研究開発活動

③リモート配信機能の研究

電子カルテ統合システムに対する遠隔からの修正プログラム配信などを可能とする機能の研究

④クラウド型サービス基盤の研究

クラウド型の各種サービスを提供できる基盤に係る研究開発活動

第43期第3四半期累計期間（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

企業会計基準が定める研究開発費については、当第3四半期累計期間において2百万円が発生しております。具体的な取組みは下記となります。

①クラウド基盤の研究開発

クラウド型の各種サービスを提供できる基盤に係る研究開発活動

②クラウド型予約システム

日付・時間帯・チェア・診療内容等の歯科医院運営の特徴に応じたクラウド型の予約管理システム

③歯科オンライン診療システム

電子カルテ統合システムと歯科オンライン診療（診療、電子カルテ記録、クレジットカード決済、薬・处方箋転送等）との連携に係る研究開発活動

④クラウド型経営分析システム

電子カルテ統合システムが保有するデータから、クラウド上で種々の経営データの分析表示（例えば、患者数についての予約状況の分析、診療内容の分析、多様な領域の診療を行っている場合の専門医別の分析、複数歯科医院経営を行っている場合の医院別の分析等）との連携に係る研究開発活動

⑤スマホ診察券やSNS（医院と患者のコミュニケーション・ツール）との連携

クラウド基盤を経由した、電子カルテシステムとスマホ診察券やSNSとの連携に係る研究開発活動

⑥「AI（人工知能）の活用」に則した研究

歯科医院運営にAI（人工知能）を活用した顔認証システム等の研究開発活動

⑦リモート配信機能

電子カルテ統合システムへのリモート配信機能の組み込みの研究

また現在、厚生労働省が「オンライン資格確認システム」を推進しております。これは、健康保険証のオンラインによる本人確認・資格確認を行う制度であり、2021年3月開始のスケジュールに沿って推進されております。当社もこれに対応した商品「Hi Dental 資格確認パック」（資格確認端末、ネットワーク設定、連携ソフト等）を提供できるよう、開発を進めております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第42期事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

当事業年度においては、本社部門の工具、器具及び備品について総額4百万円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第43期第3四半期累計期間（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

当第3四半期累計期間においては、本社部門において車両6百万円、工具、器具及び備品について総額3百万円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2019年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）							従業員数 (名)
		建物	構築物	車両運搬 具	工具、器具 及び備品	土地 (面積m ²)	ソフトウェ ア	合計	
本社 (岡山市 北区)	本社機能	193,786	120	1,736	19,270	126,381 (937.31)	7,580	348,875	42
セミナー ハウス (岡山市 北区)	研修及び 宿泊設備	155,139	1,987	—	922	58,133 (363.40)	—	216,182	3
本社別館 (岡山市 北区)	資材管理 及び事務 所	36,882	575	—	—	165,414 (826.78)	—	202,872	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

4. 当社は、歯科医院向けシステム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2020年10月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

当社の設備投資については、今後の営業力の強化や管理手法の合理化、開発環境の整備、人材育成等の観点から総合的に勘査して計画しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増 加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
本社 (岡山市北区)	クラウド型新商品 の開発	89	5	増資資金 及び自己 資金	2020年10月	2021年3月	(注) 2
	オンライン診療シ ステムの開発	20	—		2021年1月	2021年3月	
	顔認証システムに 係る新商品開発	20	—		2022年10月	2023年3月	
	AI（人工知能）に 係る新商品開発	50	—		2022年10月	2023年3月	
	ビッグデータ解析 に係る新商品開発	50	—		2022年10月	2023年3月	
	社内ネット環境の 機能強化	13	—		2020年10月	2022年3月	
	社内業務ペーパー レス化対応費	50	—		2021年1月	2021年12月	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社は、歯科医院向けシステム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,800,000
計	7,800,000

(注) 1. 当社は2020年6月29日開催の取締役会決議により、2020年7月31日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は4,600,000株増加し、4,800,000株となっております。

2. 2020年7月31日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し2020年7月31日付で発行可能株式総数は3,000,000株増加し、7,800,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,968,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,968,000	—	—

(注) 1. 2020年6月29日開催の取締役会決議により、2020年7月31日付で普通株式1株につき24株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,886,000株増加し、1,968,000株となっております。

2. 2020年7月31日開催の臨時株主総会決議により、2020年7月31日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年9月23日 (注) 1	普通株式 650 A種類株式 —	普通株式 52,650 A種類株式 28,000	9,100	49,100	7,280	7,280
2016年9月23日 (注) 2	普通株式 — A種類株式 1,350	普通株式 52,650 A種類株式 29,350	18,900	68,000	15,120	22,400
2018年2月16日 (注) 3	普通株式 29,350 A種類株式 △29,350	普通株式 82,000 A種類株式 —	—	68,000	—	22,400
2020年7月31日 (注) 4	普通株式 1,886,000	普通株式 1,968,000	—	68,000	—	22,400

(注) 1. 普通株式の有償増資によるものです。

(第三者割当 発行価格：25,200円 資本組入額：14,000円 割当先：石井滋久)

2. A種類株式（優先株式）の有償増資によるものです。

(第三者割当 発行価格：25,200円 資本組入額：14,000円 割当先：有限会社エス・イー（旧商号：有限会社ティ・エイチ・エス）)

3. 2018年2月16日付で定款の一部が改定され種類株式を廃止いたしました。これにより、A種類株式（優先株式）29,350株は1対1の比率で普通株式となっております。

4. 2020年6月29日開催の取締役会決議により、2020年7月31日付で普通株式1株につき24株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,886,000株増加し1,968,000株となりました。

(4)【所有者別状況】

2020年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	14	15	
所有株式数 (単元)	—	—	—	7,044	—	—	12,636	19,680	
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	35.79	—	—	64.21	100.00	

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,968,000	19,680	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,968,000	—	—
総株主の議決権	—	19,680	—

② 【自己株式等】

2020年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
株主総会（2019年12月16日）での決議状況 (取得期間2019年12月17日～2020年12月16日)	5,000	100,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存授権株式の総数及び価額の総額	5,000	100,000
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0

(注) 2020年6月29日開催の取締役会決議により、2020年7月31日付で普通株式1株につき24株の株式分割を行っておりますが、上記表の「株主総会（2019年12月16日）での決議状況」及び「残存授権株式の総数及び価額の総額」は、分割前の株式数を記載しております。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、継続的かつ安定的な株主還元の実施を基本方針として、将来的な事業展開及び経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、業績及び配当性向を総合的に勘案して剰余金の配当額を決定しております。内部留保資金については、事業拡大及び研究開発を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本の方針としております。

また、期末配当の基準日は毎年9月30日、中間配当の基準日は毎年3月31日とし、このほか基準日を定めて剰余金を配当することができる旨を定款に定めております。

なお、第42期事業年度に属する剰余金の配当は、株主への還元と内部留保資金確保の観点から、以下のとおり実施しております。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2019年10月15日 取締役会決議	41,000	500.00

(注) 2020年7月31日付で普通株式1株につき24株の株式分割を行っております。そこで、第42期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、第42期事業年度に属する剰余金の配当を算定すると、1株当たり配当額は20.83円に相当いたします。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社創業者が掲げる経営信条は、「商いの原点に忠実たれ」「商いの王道を歩む」であります。当社の経営理念・企業理念・事業理念・行動指針等と同様に、企業統治に関する基本的な考え方も、この経営信条から生まれております。

「商いの王道」とは、企業は公器であり、社会から生かされ社会に感謝し、社会に貢献し社会に還元することを使命とすることです。そのためには、社会から信頼される会社体制を構築すること、社会に貢献できる事業を営むこと、社会に還元できる適切な利益を獲得することが重要と考えております。

この考えに従い当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、企業の社会的責任を十分に認識し、事業活動を通じて社会へ貢献するとともに、株主、従業員、取引先及び地域社会等のステークホルダーに対して適切な利益の還元を行うこととしております。

そのために、企業経営における透明性を高め、コンプライアンスの実践を通じて公正な企業活動を進めるこことを重要課題として、業務執行に対する監視体制の整備を進め、コーポレート・ガバナンスの強化を推進してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2016年11月28日の定時株主総会において定款の一部変更を決議し、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これは、社外取締役が過半数を構成する監査等委員会が、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監査を実施することで、取締役同士の相互牽制により取締役会自体の監督・監査機能を高める体制が実現できるとの考えによります。現在、取締役会は5名で構成されており、内訳として、取締役（監査等委員であるものを除く。）2名（うち1名は社外取締役）、監査等委員である取締役3名（うち2名は社外取締役）であります。

一方、業務執行の意思決定及び執行の迅速化と責任の明確化を図る観点から執行役員制度を採用し、業務執行を担う取締役と執行役員で構成される執行役員会を設置しております。

さらに、代表取締役の諮問組織としてコンプライアンス推進委員会を設置し、法令の遵守、及び倫理・道徳・慣習といった社会規範の尊重に基づいた意見が経営判断に反映される体制としております。

各機関等の内容は次のとおりであります。

a. 取締役会

取締役会は、代表取締役石井滋久、社外取締役猪木健二、取締役（常勤監査等委員）高橋睦治、社外取締役（監査等委員）福井五郎及び社外取締役（監査等委員）辻啓一の5名（うち、社外取締役3名）で構成されており、代表取締役石井滋久が議長を務めております。

原則として毎月1回の定期取締役会を開催しており、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。取締役会では、年度予算・中期経営計画・その他の重要な戦略立案の監督と決定、並びに重要な業務執行の決定等を通じて経営全般に対する監督機能を発揮し、経営の実効性と透明性を確保しております。また当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、経営責任の明確化及び経営環境への迅速な適応の観点から、任期を1年としております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、取締役（常勤監査等委員）高橋睦治、社外取締役（監査等委員）福井五郎及び社外取締役（監査等委員）辻啓一の3名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その決議によって監査等委員の中から議長を定めており、取締役（常勤監査等委員）高橋睦治が議長を務めております。原則として毎月1回の定期監査等委員会を開催しており、必要に応じ臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員はその経験や知見に基づき独立した立場から監査を遂行し、監査等委員会において監査の結果、その他重要事項について審議・決定しております。

c. 執行役員会

執行役員会は、代表取締役石井滋久、上席執行役員営業サポート事業部事業部長上山政己、上席執行役員管理本部長兼CFO山崎武恵、執行役員総務・経理部長猪子久美子、執行役員経営企画室長石井滋雅の5名で構成されており、代表取締役石井滋久が議長を務めており、取締役会で決議された重要事項の執行を担っております。

当該制度をより効果的・効率的に運営するため、原則として毎月1回執行役員会を開催し、取締役会から委任を受けた事項の決定のほか、担当業務に関する情報共有を行い、執行役員相互の協力体制を確立できるよう取り組んでおります。監査等委員も執行役員会にオブザーバーとして出席し、業務執行を担う取締役及び執行役員の業務執行状況につき監査しております。

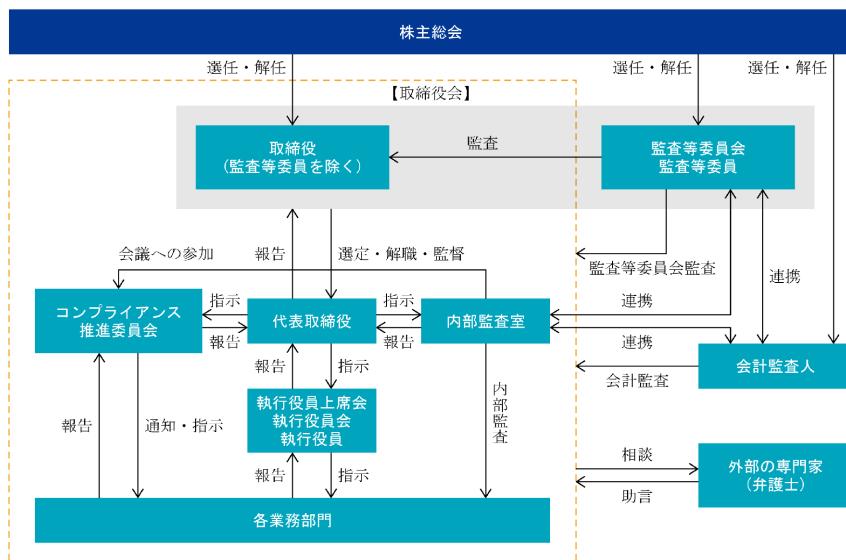
さらに2020年1月から、当該執行役員会に上席部長が参加する執行役員上席会を開催しております。執行役員上席会は、代表取締役石井滋久が議長を務め、毎月1回開催することで、業務執行者と現場責任者間の円滑な情報共有を図っております。

d. コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会は、代表取締役石井滋久、上席執行役員営業サポート事業部事業部長上山政己、上席執行役員管理本部長兼CFO山崎武恵、執行役員経営企画室長石井滋雅、執行役員総務・経理部長猪子久美子、取締役（常勤監査等委員）高橋睦治の6名で構成されており、代表取締役石井滋久が委員長を務めております。

コンプライアンス推進委員会は、社内のコンプライアンス意識の向上、体制の整備・確立、内部通報制度の運営等の観点から、原則として毎月1回開催しております。当該委員会は、必要に応じて社内の関係者（例えば関連する部門の長など）や社外取締役、場合によっては外部の専門家を委員会へ招聘することで、より多角的な議論を図っております。

本書提出日現在、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は、以下のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

（内部統制システムの整備の状況）

当社は2017年4月17日開催の取締役会において内部統制システムに関する基本方針を決議しております。当該基本方針は、業務の適正を確保するための体制と、業務の適正を確保するための体制の運用状況で構成されております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
7. 監査等委員会への報告に関する体制

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、2016年11月に監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。また、定期的に全体集会を実施し、全役職員に対してコンプライアンス教育を実施しております。特に反社会的勢力の排除に対しては、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求を排除しております。

当社における内部統制システムは内部監査室が主管として担っており、IT統制に対する強化の観点から情報システム担当者と、人事労務に関する対応の観点から人事部門と、営業活動上の牽制の観点から経営企画室と、それぞれ連携をとりながら内部統制システムの整備・推進・運営状況の監督を行っております。また内部監査室は、監査等委員及び会計監査人と連携し、監査の有効性を相互に高めるための情報交換を適宜行い、必要に応じて監査結果を取締役会及び監査等委員会へ報告しております。

内部監査室は、当社全体の内部統制に関与することからコンプライアンス推進委員会への参加を必須とし、自身の業務結果を適宜報告し、他の執行役員等と協議・検討を行っております。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社は、内部監査室が内部統制全体を主管して、経営に重大な影響を及ぼすリスクを総合的に認識・評価するとともに、リスク管理に関連する規程を整備し予防及び発見体制の整備に取り組んでおります。

リスク管理の実効性を確保するために、内部監査室は、各執行役員、経営企画室、管理本部、システム事業部門と密接に連携し情報交換を行っております。内部統制報告制度への対応としては、全社的な統制整備状況の確認・推進に取り組んでおります。また個人情報保護法への対応としては、その保護の重要性と必要性を認識し情報管理規程・特定個人情報保護規程等を定め、情報管理強化に取り組んでおります。

以上の活動において重要な法的あるいは会計的な課題が発見された場合、顧問弁護士あるいは会計監査人に隨時、報告・相談を行い、必要な協議・検討を実施しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社の定款には、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当社と社外取締役（監査等委員である者を含む。）との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

⑤ 取締役の定数及び選任決議

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の機動的な運営を可能とすることを目的としております。

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

ロ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、将来の経営の機動性を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。

ハ 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を充分に發揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性5名 女性一名(役員のうち女性の比率—%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	石井 滋久	1945年11月22日	1965年6月 1978年3月 2013年4月 2013年6月	東和レジスター株式会社 入社 東和レジスター岡山販売株式会社 (現 当社) 設立 当社代表取締役 (2010年12月 退任) 当社 監査役 当社 代表取締役 (現任)	(注) 3	1,749,600 (注) 7
取締役	猪木 健二	1964年7月3日	1992年4月 1995年4月 2005年4月 2006年8月 2014年4月 2020年4月	弁護士登録 (岡山弁護士会) 猪木法律事務所 開設 岡山弁護士会 副会長 猪木・手島法律事務所 (統合) 共同代表 おかげま番町法律事務所 (統合) 共同代表 (現任) 当社 社外取締役 (現任) 岡山弁護士会 会長 (現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	高橋 瞳治	1957年4月20日	1980年4月 2003年3月 2010年9月 2013年3月 2016年10月 2017年6月	株式会社天満屋 入社 株式会社天満屋 広島緑井店 人事・庶務部長 株式会社天満屋 福山店 人事・総務チーム部長 株式会社天満屋 本社 法務・総務チーム部長 当社へ出向 管理本部担当本部長 当社 取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 4	3,600
取締役 (監査等委員)	福井 五郎	1948年11月3日	1971年4月 1982年10月 1989年5月 1990年10月 1991年6月 1996年6月 2007年4月 2007年6月 2015年3月 2015年6月 2016年11月 2017年1月 2017年11月	富士通株式会社 入社 株式会社ハイエレコン 入社 株式会社ハイエレコン 取締役システム本部長 株式会社エレコム情報サービス 取締役 株式会社ハイエレコン 常務取締役システム本部長 株式会社ハイエレコン 常務取締役事業本部長 株式会社ハイエレコン 常務取締役管理本部長 株式会社エレコム情報サービス 代表取締役 株式会社GoGyoJapan 社外取締役 (現任) 株式会社ハイエレコン 顧問 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) FK企画 (個人事業主) 開業 代表 (現任) 株式会社インターフェース 社外取締役 (現任)	(注) 4	1,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	辻 啓一	1948年3月27日	1971年4月 株式会社吳電子計算センター 入社 1989年6月 株式会社吳電子計算センター 取締役営業部長 2002年12月 株式会社吳電子計算センター 常務取締役 2007年5月 株式会社レジェンド・アプリケーションズ（現 株式会社ラキール）入社 2007年6月 株式会社レジェンド・アプリケーションズ（現 株式会社ラキール）取締役 2010年3月 株式会社データホライゾン 入社 2016年11月 西日本営業部 担当部長 当社 社外取締役（監査等委員） (現任)	(注) 4		1,200
計						1,755,600

- (注) 1. 取締役である猪木健二、監査等委員である取締役福井五郎及び辻啓一の3名は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は、次のとおりであります。

委員長 高橋睦治 委員 福井五郎 委員 辻啓一

なお、高橋睦治は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会による監査の実効性・効率性を高めるためであります。

3. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、2019年12月16日開催の定時株主総会における選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2018年12月19日開催の定時株主総会における選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は常勤の取締役（監査等委員であるものを除く。）1名であり、この者が代表取締役であることから、代表取締役不在の場合に備え予め補欠取締役（監査等委員であるものを除く。）1名を選任しております。

なお補欠取締役の略歴は、下記「8 執行役員の略歴」をご参照下さい。

氏 名	生年月日	選任理由
石井 滋雅	1969年9月6日	以前に当社代表取締役に就任していた経緯を踏まえ、当社経営にその経験を活かすため。

6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定及び監査・監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。本書提出日現在、執行役員には、上席執行役員営業サポート事業部事業部長である上山政己、上席執行役員管理本部長兼CFOである山崎武恵、執行役員総務・経理部長である猪子久美子、執行役員経営企画室長である石井滋雅の4名を任命しております。なお、補欠取締役であり執行役員である石井滋雅は代表取締役石井滋久の長男であります。
7. 代表取締役石井滋久の所有株式数には資産管理会社である有限会社エス・イーが所有する株式数（704,400株）を含めて表示しております。

8. 執行役員の略歴は下記となります。

役職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
上席執行役員 営業サポート 事業部 事業部長	上山 政己	1972年12月20日	1993年4月 2010年1月 2013年6月 2014年1月 2016年11月 2019年2月 2019年12月	当社 入社 当社 営業サポート部長 当社 営業サポート統括部長 当社 営業サポート事業部長 当社 取締役 執行役員 営業サポート事業本部 副本部長 当社 取締役 執行役員 営業サポート事業本部 事業マネージャー 当社 上席執行役員 営業サポート事業部 事業部長（現任）	9,600
上席執行役員 管理本部長 兼CFO	山崎 武恒	1972年12月5日	1996年4月 2005年10月 2008年8月 2014年11月 2017年11月 2018年2月 2019年12月	興亜火災海上保険株式会社（現： 損害保険ジャパン株式会社）入社 新日本監査法人（現：EY新日本有 限責任監査法人）入所 公認会計士登録 日本フナン株式会社 経営企画室 長 当社 入社 財務・経理部長 当社 執行役員 管理本部長兼CFO 当社 上席執行役員 管理本部長兼 CFO（現任）	3,600
執行役員 総務・経理部長	猪子 久美子	1955年4月17日	1974年3月 1980年10月 1984年3月 2010年1月 2011年1月 2017年11月 2018年2月 2018年12月	株式会社ニチイ学館 入社 日本電業工作株式会社 入社 当社 入社 当社 総務・経理部長 当社 取締役 総務・経理部長 当社 取締役 執行役員 管理部長 当社 執行役員 総務部長 当社 執行役員 総務・経理部長 (現任)	45,600
執行役員 経営企画室長	石井 滋雅	1969年9月6日	1997年3月 2011年1月 2013年6月 2019年12月	当社 入社 当社 代表取締役 就任 当社 代表取締役 退任 当社 入社 執行役員 経営企画室 長（現任）	31,200
計					90,000

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名となっており、うち2名は監査等委員に就任しております。社外役員の独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準を参考に、当社の主要な取引先の出身者ではないこと、豊富な知識・経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見具申が期待できること等を基準としております。

社外取締役である猪木健二は、長年にわたり弁護士として企業法務の実務に携わり、法律専門家としての豊富な知識と実績を有しております。これらの豊富な知識と実績を、当社のガバナンス体制の強化にも活かせる判断し社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社において、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である福井五郎（当社株式を1,200株保有）は、ITビジネス（主に医療事務分野）において他社で培った経営者としての見識と、豊富なコンサルティング経験を有していることから、社外取締役に選任しております。経営全般にわたり積極的な意見や方向性を示すことで、社外取締役として重要な役割を果たしております。なお、同氏は当社株式の保有以外に、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である辻啓一（当社株式を1,200株保有）は、ITビジネス（主にレセプト・医療データベース分野）での豊富な経験と、経営者としての見識を有していることから、社外取締役に選任しております。特に営業面での意見や方向性を示すことで、社外取締役として重要な役割を果たしております。なお、同氏は当社株式の保有以外に、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、福井五郎及び辻啓一の両氏は監査等委員としても、内部監査及び会計監査との相互連携の一環として、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報共有を図り、取締役会でフィードバックしております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員）は、取締役会に出席し、適宜、助言・勧告を行っております。また取締役会と同日に開催される執行役員会及び執行役員上席会にオブザーバーとして出席し、必要な社内の情報収集を行うとともに、適宜発言を行っております。常勤監査等委員は、重要案件についてはその担当執行役員より事前に説明を受け、当社の経営課題を把握しており、社外取締役（監査等委員）と常に情報共有しております。また会計監査人及び内部監査室と定期的に意見交換を行う場を設け、相互連携を図っております。内部統制に係る監査は、内部監査室及び経営企画室を中心に、管理部門と連携して実施しておりますが、その監査結果について定期的に取締役会及び監査等委員会に報告を行うことで情報共有を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査等委員は3名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則として、毎月1回の定例監査等委員会を開催し、必要に応じ臨時監査等委員会を開催しております。「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に従い、年度の監査方針及び監査計画を立案し、業務監査及び会計監査を実施しております。具体的には、代表取締役と相互の意思疎通を図りながら、監査等委員会による監査として監査等委員は取締役会に出席し、加えて常勤監査等委員はその他の重要な会議体に出席するとともに社内稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求ることとしております。同時に、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を行っております。

② 内部監査の状況

当社では代表取締役直轄の部署として内部監査室（専任者1名で構成）を設置し、「内部監査規程」に基づき社内の会計監査、業務監査、業務の改善提案及びこれらに関連する各種委員会への参加を担うことで実施しております。具体的には、各事業年度の開始にあたり代表取締役の承認を受けた「内部監査計画書」を作成し、これに従い本社及び各事業所に対する聞き取り調査、売掛金や在庫などの重要勘定の裏付け調査など社内規程等への準拠性を確認し、改善提案を行っております。

内部監査、監査等委員会による監査、会計監査の三者は、相互に連携しております。具体的には、監査計画、業務上のリスク、実施した監査に関する報告等について、四半期に1回ディスカッションを行い、監査の実施内容や評価結果に係る固有の問題点、相互の監査結果の説明及び報告を行うことで連携を図り、監査の質的向上を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

b. 業務を執行した公認会計士

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員市之瀬申及び指定有限責任社員内田聰であります。

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他3名であり、監査業務に係わる補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。

d. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に際しては、監査等委員会において会計監査人の選定基準を設けて、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかを確認しております。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が法定の解任事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会計監査人に求められる独立性や法令遵守などの品質管理体制を有し、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと評価しております。

e. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。主に会計監査人の品質管理、監査チームの独立性、監査報酬の適正性、監査等委員等とのコミュニケーション、経営者等との関係及び監査各項目についての個別の意見聴取を行った上で、総合的に評価を行っております。

f. 監査法人の異動

該当事項はありません。

(4) 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
12	—	15	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針等を定めておりませんが、監査法人と監査日数、監査内容及び当社の規模等を協議した結果を総合的に勘案し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・人員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前事業年度の実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると判断したため、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額に関する方針を定めており、その内容は業績及び職責等を勘案して、固定報酬及び役員賞与の支給を行うこととしております。2016年11月28日開催の第39回定時株主総会（取締役3名、監査役2名）において取締役（監査等委員を除く。）の報酬総額限度額（年額）を168百万円、取締役監査等委員の報酬総額限度額（年額）を28百万円とする旨を決議しております。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬のうち固定報酬については、株主総会で決議した報酬総額限度額の範囲内で、代表取締役が取締役会から委任を受けて、個別の取締役（監査等委員を除く。）の報酬額を決定します。また役員賞与については、支給のつど取締役会で役員賞与の支給総額を決定した上で、代表取締役が取締役会から委任を受けて、個別の取締役（監査等委員を除く。）の役員賞与支給額を決定します。第43期事業年度の固定報酬は2019年12月16日の取締役会で、役員賞与については2019年12月16日及び2020年7月15日の取締役会で、各々審議の上、代表取締役に一任する決議がなされております。

また取締役監査等委員の報酬等の額については、固定報酬のみとし、業務内容・業務日数・他社の報酬水準等を考慮して、監査等委員会の協議において決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	役員賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く。） (社外取締役を除く。)	50	40	10	—	3
取締役（監査等委員） (社外取締役を除く。)	5	5	—	—	1
社外取締役	16	16	—	—	3

- (注) 1. 上記には2019年12月16日の第42回定時株主総会において任期満了で退任した取締役3名が含まれています。
 2. 役員賞与は、第3四半期における売上高及び利益計画の達成状況を総合的に勘案し支給しております。
 3. 取締役の報酬等の額の決定過程に関する取締役会の活動内容については、2019年12月16日開催の取締役会決議により代表取締役石井滋久に一任し報酬額を決定しております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、政策保有株式について、営業政策上の必要性や株式保有の合理性などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合を除き、保有しないことを基本方針としております。なお、本書提出日現在において、政策保有株式の保有はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2017年10月1日から2018年9月30日まで)及び当事業年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。なお、EY新日本有限責任監査法人は2018年7月1日をもって、新日本有限責任監査法人から名称変更をしております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2019年10月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、金融機関等の会計に関する専門機関等が実施する各種セミナーへの参加、会計・税務に関する情報誌の定期的な入手により積極的な情報収集に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,490,017	1,680,085
売掛金	234,041	163,280
金銭の信託	300,000	—
商品	51,654	51,982
前払費用	22,695	25,606
未収入金	1,388	1,485
その他	—	869
流動資産合計	2,099,798	1,923,309
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 405,931	※2 387,800
構築物（純額）	※2 2,917	※2 2,682
車両運搬具（純額）	※2 2,607	※2 1,736
工具、器具及び備品（純額）	※2 25,349	※2 21,363
土地	※1 349,929	※1 349,929
有形固定資産合計	786,736	763,512
無形固定資産		
ソフトウェア	9,713	7,580
その他	2,543	2,438
無形固定資産合計	12,256	10,018
投資その他の資産		
投資有価証券	50,495	50,700
敷金及び保証金	25,133	26,072
繰延税金資産	29,032	25,325
その他	670	1,295
投資その他の資産合計	105,331	103,393
固定資産合計	904,324	876,924
資産合計	3,004,123	2,800,234

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 68,387	※1 61,562
1年内返済予定の長期借入金	77,464	—
未払金	133,732	175,332
未払法人税等	117,274	57,208
未払消費税等	42,349	11,815
預り金	5,396	4,785
賞与引当金	10,766	9,306
その他	3,407	1,433
流動負債合計	<u>458,779</u>	<u>321,444</u>
固定負債		
長期借入金	265,600	—
退職給付引当金	34,143	36,633
固定負債合計	<u>299,743</u>	<u>36,633</u>
負債合計	<u>758,522</u>	<u>358,077</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	68,000	68,000
資本剰余金		
資本準備金	22,400	22,400
資本剰余金合計	<u>22,400</u>	<u>22,400</u>
利益剰余金		
利益準備金	10,000	10,000
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	16,668	15,861
別途積立金	170,900	170,900
繰越利益剰余金	1,957,306	2,154,534
利益剰余金合計	<u>2,154,875</u>	<u>2,351,296</u>
株主資本合計	<u>2,245,275</u>	<u>2,441,696</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	325	459
評価・換算差額等合計	<u>325</u>	<u>459</u>
純資産合計	<u>2,245,600</u>	<u>2,442,156</u>
負債純資産合計	<u>3,004,123</u>	<u>2,800,234</u>

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,915,985
売掛金	169,375
商品	64,325
前払費用	23,279
未収入金	995
その他	379
流動資産合計	2,174,340
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	374,351
構築物（純額）	2,506
車両運搬具（純額）	6,313
工具、器具及び備品（純額）	23,653
土地	349,929
有形固定資産合計	756,754
無形固定資産	
ソフトウェア	5,306
その他	2,359
無形固定資産合計	7,665
投資その他の資産	
投資有価証券	48,600
敷金及び保証金	26,844
繰延税金資産	32,150
その他	2,003
投資その他の資産合計	109,598
固定資産合計	874,019
資産合計	3,048,360

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年6月30日)

負債の部		
流動負債		
買掛金	50,111	
未払金	175,178	
未払法人税等	71,817	
未払消費税等	38,686	
預り金	7,234	
その他	25,895	
流動負債合計	368,923	
固定負債		
退職給付引当金	39,713	
固定負債合計	39,713	
負債合計	408,637	
純資産の部		
株主資本		
資本金	68,000	
資本剰余金		
資本準備金	22,400	
資本剰余金合計	22,400	
利益剰余金		
利益準備金	10,000	
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	15,256	
別途積立金	170,900	
繰越利益剰余金	2,354,085	
利益剰余金合計	2,550,242	
株主資本合計	2,640,642	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△919	
評価・換算差額等合計	△919	
純資産合計	2,639,722	
負債純資産合計	3,048,360	

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
売上高	2,041,405	1,906,425
売上原価		
商品期首たな卸高	44,121	51,654
当期商品仕入高	330,952	287,610
当期製品製造原価	※1 130,312	※1 159,563
合計	505,386	498,829
商品期末たな卸高	51,654	51,982
売上原価合計	453,731	446,846
売上総利益	1,587,673	1,459,578
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,130,253	※1,※2 1,077,991
営業利益	457,420	381,586
営業外収益		
受取利息	425	298
有価証券利息	1,515	1,500
受取配当金	2,966	—
受取手数料	2,748	2,570
その他	2,089	643
営業外収益合計	9,745	5,011
営業外費用		
支払利息	872	100
和解金	10,175	—
その他	1,222	141
営業外費用合計	12,270	241
経常利益	454,896	386,356
特別利益		
投資有価証券売却益	22,761	—
特別利益合計	22,761	—
特別損失		
投資有価証券売却損	7,162	—
特別損失合計	7,162	—
税引前当期純利益	470,495	386,356
法人税、住民税及び事業税	176,169	145,298
法人税等調整額	△8,985	3,637
法人税等合計	167,183	148,936
当期純利益	303,311	237,420

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		103,750	79.6	106,410	66.7
II 経費	※	26,561	20.4	53,152	33.3
当期総製造費用		130,312	100.0	159,563	100.0
当期製品製造原価		130,312		159,563	

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	12,360	39,845
支払手数料	7,084	5,288

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
 (自 2019年10月1日
 至 2020年6月30日)

売上高	
売上高	1,461,946
売上原価	
商品期首たな卸高	51,982
当期商品仕入高	218,704
当期製品製造原価	104,629
合計	375,316
商品期末たな卸高	64,325
売上原価合計	310,990
売上総利益	1,150,956
販売費及び一般管理費	788,267
営業利益	362,689
営業外収益	
受取利息	177
有価証券利息	750
受取補填金	10,000
その他	1,418
営業外収益合計	12,346
経常利益	375,035
税引前四半期純利益	375,035
法人税、住民税及び事業税	141,194
法人税等調整額	△6,105
法人税等合計	135,089
四半期純利益	239,945

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：千円)

資本金	株主資本		
	資本剰余金		
	資本準備金	資本剰余金合計	
当期首残高	68,000	22,400	22,400
当期変動額			
剩余金の配当			
当期純利益			
圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	68,000	22,400	22,400

利益準備金	株主資本				株主資本合計	
	利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	17,475	170,900	1,708,863	1,907,239	
当期変動額						
剩余金の配当				△55,675	△55,675	
当期純利益				303,311	303,311	
圧縮積立金の取崩		△806		806	—	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	△806	—	248,443	247,636	
当期末残高	10,000	16,668	170,900	1,957,306	2,154,875	
					2,245,275	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	3,183	3,183	2,000,822
当期変動額			
剩余金の配当			△55,675
当期純利益			303,311
圧縮積立金の取崩			—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△2,858	△2,858	△2,858
当期変動額合計	△2,858	△2,858	244,777
当期末残高	325	325	2,245,600

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本		
	資本剰余金		
	資本準備金	資本剰余金合計	
当期首残高	68,000	22,400	22,400
当期変動額			
剩余金の配当			
当期純利益			
圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	68,000	22,400	22,400

利益準備金	株主資本				株主資本合計	
	利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	16,668	170,900	1,957,306	2,154,875	
当期変動額						
剩余金の配当				△41,000	△41,000	
当期純利益				237,420	237,420	
圧縮積立金の取崩		△806		806	—	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	△806	—	197,227	196,420	
当期末残高	10,000	15,861	170,900	2,154,534	2,351,296	
					2,441,696	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	325	325	2,245,600
当期変動額			
剩余金の配当			△41,000
当期純利益			237,420
圧縮積立金の取崩			—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	134	134	134
当期変動額合計	134	134	196,555
当期末残高	459	459	2,442,156

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	470,495	386,356
減価償却費	31,101	30,325
賞与引当金の増減額（△は減少）	△7,925	△1,460
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,059	2,489
受取利息及び受取配当金	△4,907	△1,798
支払利息	872	100
投資有価証券売却益	△22,761	—
投資有価証券売却損	7,162	—
和解金	10,175	—
売上債権の増減額（△は増加）	△182,618	70,760
たな卸資産の増減額（△は増加）	△7,533	△327
仕入債務の増減額（△は減少）	3,143	△6,825
未払消費税等の増減額（△は減少）	42,349	△30,534
その他	△4,183	36,487
小計	336,429	485,574
利息及び配当金の受取額	5,329	1,798
利息の支払額	△872	△100
補助金収入	26,702	—
和解金の支払額	△10,175	—
法人税等の支払額	△67,013	△205,120
営業活動によるキャッシュ・フロー	290,400	282,152
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の純増減額（△は増加）	—	5,400
金銭の信託の償還による収入	—	300,000
有価証券の売却及び償還による収入	50,000	—
投資有価証券の売却及び償還による収入	408,533	—
有形固定資産の取得による支出	△213,748	△4,016
無形固定資産の取得による支出	△5,000	△870
その他の支出	△7,591	△3,520
その他の収入	1,591	386
投資活動によるキャッシュ・フロー	233,784	297,379
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	203,200	—
長期借入金の返済による支出	△63,924	△343,064
配当金の支払額	△55,675	△41,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	83,601	△384,064
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	607,785	195,467
現金及び現金同等物の期首残高	566,832	1,174,617
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,174,617	※ 1,370,085

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～41年
構築物	10～45年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4 外貨建の資産の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方針としております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～41年

構築物 10～45年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4 外貨建の資産の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方針としております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日改正 企業会計基準委員会)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

2019年9月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2019年9月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日改正)を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」18,997千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」29,032千円に含めて表示しております。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日改正)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」18,997千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」29,032千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
土地	58,133千円	58,133千円
	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
買掛金	44,844千円	37,957千円

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	128,275千円	139,122千円

(損益計算書関係)

※ 1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額	6,483 千円	7,219 千円

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
役員報酬及び給料・手当	524,121 千円	508,491 千円
家賃・賃料	87,849〃	95,585〃
賞与引当金繰入	5,441〃	4,860〃
減価償却費	30,507〃	29,251〃
退職給付費用	11,849〃	3,908〃
おおよその割合		
販売費	62.7 %	66.9 %
一般管理費	37.3 %	33.1 %

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	52,650	29,350	—	82,000
A種類株式(株)	29,350	—	29,350	—

(変動事由の概要)

2018年2月16日に開催された臨時株主総会の決議により、A種類株式は普通株式に1：1の比率で転換されました。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年12月15日 定時株主総会	普通株式	26,325	500	2017年9月30日	2017年12月18日
2017年12月15日 定時株主総会	A種類株式	29,350	1,000	2017年9月30日	2017年12月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	41,000	500	2018年9月30日	2018年12月20日

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	82,000	—	—	82,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年10月15日 取締役会	普通株式	41,000	500	2018年9月30日	2018年12月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	41,000	500	2019年9月30日	2019年12月16日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金	1,490,017千円	1,680,085千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△315,400 " "	△310,000 " "
現金及び現金同等物	1,174,617千円	1,370,085千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に歯科電子カルテ統合システムの開発・販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金が必要となつた場合は銀行借入により調達する予定です。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式等からなり、市場価格の変動リスクに晒されております。また金銭の信託は、主に国債や預貯金等を運用の対象としており、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の3か月分相当に維持する等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち95.8%が、顧客が取り組んだ特定のリース会社からの入金が予定されております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,490,017	1,490,017	—
(2) 売掛金	234,041	234,041	—
(3) 金銭の信託	300,000	300,000	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	50,495	50,495	—
資産計	2,074,554	2,074,554	—
(1) 買掛金	68,387	68,387	—
(2) 未払金	133,732	133,732	—
(3) 長期借入金	343,064	342,772	△291
負債計	545,184	544,892	△291

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 金銭の信託
短期間で決済される性質のため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
これらの時価について、取引所の価格等によっております。

負債

- (1) 買掛金及び(2)未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、一年以内に返済予定の長期借入金を合算して算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,490,017	—	—	—
売掛金	234,041	—	—	—
金銭の信託	300,000	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券	—	—	—	50,000
合計	2,024,059	—	—	50,000

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	77,464	57,480	57,480	57,480	30,160	63,000

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に歯科電子カルテ統合システムの開発・販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金が必要となつた場合は銀行借入により調達する予定です。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式等からなり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(3) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき総務・経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の3か月分相当に維持する等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち25.4%が、顧客が取り組んだ特定のリース会社からの入金が予定されております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,680,085	1,680,085	—
(2) 売掛金	163,280	163,280	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	50,700	50,700	—
資産計	1,894,066	1,894,066	—
(1) 買掛金	61,562	61,562	—
(2) 未払金	175,332	175,332	—
負債計	236,894	236,894	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格等によっております。

負債

(1) 買掛金、及び(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,680,085	—	—	—
売掛金	163,280	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券	—	—	—	50,000
合計	1,843,366	—	—	50,000

(有価証券関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	—	—	—
債券	50,495	50,000	495
その他	—	—	—
小計	50,495	50,000	495
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	50,495	50,000	495

2 事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	204,726	22,761	—
その他	203,806	—	7,162
合計	408,533	22,761	7,162

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	—	—	—
債券	50,700	50,000	700
その他	—	—	—
小計	50,700	50,000	700
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	50,700	50,000	700

(退職給付関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度である退職一時金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	33,084 千円
退職給付費用	7,503 " "
退職給付の支払額	△6,444 " "
退職給付引当金の期末残高	34,143 千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	34,143 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,143 千円

退職給付引当金	34,143 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,143 千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	7,503 千円
----------------	----------

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度である退職一時金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	34,143 千円
退職給付費用	4,735 " "
退職給付の支払額	△2,246 " "
退職給付引当金の期末残高	36,633 千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	36,633 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36,633 千円

退職給付引当金	36,633 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36,633 千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	4,735 千円
----------------	----------

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	11,711 千円
未払事業税	10,107〃
未払金	3,699〃
賞与引当金	3,692〃
社会保険料	1,168〃
その他	7,525〃
繰延税金資産合計	37,905 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△169 千円
固定資産圧縮積立金	△8,702〃
繰延税金負債合計	△8,872〃
繰延税金資産純額	29,032 千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	12,565 千円
未払事業税	4,945〃
ソフトウェア	4,603〃
賞与引当金	3,191〃
社会保険料	491〃
その他	8,047〃
繰延税金資産合計	33,846 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△240 千円
固定資産圧縮積立金	△8,281〃
繰延税金負債合計	△8,521〃
繰延税金資産純額	25,325 千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.3	%
(調整)		
役員報酬の損金不算入項目	2.9	%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	%
住民税均等割	1.1	%
その他	△0.2	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.5	%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当社の報告セグメントは、「歯科医院向けシステム事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当社の報告セグメントは、「歯科医院向けシステム事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	有限会社エ ス・イー (※1)	岡山市北 区	3,000	不動産の売 買、管 理、 保有及び賃 貸 有価証券の 売買、管理、 保有及び運 用 その他関連 する事業	(被所有) 直接35.7 [57.0]	役員の兼任 1名	剩余金の配 当(※3) 未払金の支 払	29,350 504	— —	— —
当社 代表取締役	石井滋久	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 53.1 間接 35.7 [3.9]	債務被保証	株式会社日 立製作所に に対する仕入 債務の債務 被保証 (※4)	44,844	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 当社代表取締役 石井滋久及びその近親者が100%所有しております。

有限会社ティ・エイチ・エスは、2018年3月20日に有限会社エス・イーに商号変更しております。

※2 議決権等の所有(被所有)割合の〔 〕は緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で表示して
おります。

※3 剰余金の配当はA種類株式(優先配当株式)の優先配当であります。

※4 当社の仕入債務に対して債務保証を受けたものであり保証料等の支払は行っておりません。

※5 上記の債務被保証につきましては、2019年6月に解消しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1 株当たり純資産額	1,141円 06銭	1,240円 93銭
1 株当たり当期純利益	178円 24銭	120円 64銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は2020年6月29日開催の取締役会において、2020年7月31日を効力発生日として、1株を24株とする株式分割を決議しております。これにより、1,886,000株が増加し、発行済株式総数は1,968,000株となっております。1株当たり情報の算定に当たっては、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	303,311	237,420
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	303,311	237,420
普通株式の期中平均株式数(株)	1,701,672	1,968,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	—	—

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,245,600	2,442,156
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
(うち新株予約権(千円))	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,245,600	2,442,156
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,968,000	1,968,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(重要な自己株式の取得)

当社は、2019年12月16日開催の第42回定時株主総会において、会社法第156条第1項の規定に基づき、下記のとおり自己株式の取得に関する決議を行いました。

1. 自己株式の取得理由

資本効率の向上及び株主への利益還元

2. 自己株式取得に関する決議内容

- (1) 取得する株式の種類 : 普通株式 上限5,000株
- (2) 取得価額の総額 : 1億円を上限とする
- (3) 取得期間 : 2019年12月17日から2020年12月16日までの1年間

(株式分割、単元株制度及び発行可能株式総数の引き上げ)

当社は2020年6月29日開催の取締役会において2020年7月31日を効力発生日とする株式分割を決議しております。また、2020年7月31日に開催しました臨時株主総会において、定款の一部を変更し単元株制度の採用と発行可能株式総数の引き上げを決議しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的及び発行可能株式総数の引き上げの目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。また、単元株制度を採用したのは、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」の趣旨に沿うためであります。さらに機動的な資金調達の観点から、発行可能株式総数の引き上げを実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2020年7月15日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社株式を1株につき24株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

- ①株式分割前の発行済株式総数 : 82,000株
- ②今回の分割により増加した株式数 : 1,886,000株
- ③株式分割後の発行済株式総数 : 1,968,000株
- ④株式分割後の発行可能株式総数 : 4,800,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2020年7月31日

(4) 1株当たり情報

1株当たりに及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

4. 発行可能株式総数の増加

発行可能株式総数を、株式分割後の4,800,000株から7,800,000株へと引き上げました。

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響について)

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の感染拡大による当社の事業活動への影響は、2020年6月30日時点におきましては、相当程度に限定的な範囲にとどまっていることを確認しております。

当社では、今後も本感染症による影響は限定的な範囲にとどまるものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点で入手可能な情報等に基づいたものであること、今後の本感染症の長期化・深刻化の状況によっては、上記見積り結果に影響し、当四半期以降の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	
減価償却費	23,180 千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年10月15日 取締役会	普通株式	41,000	500	2019年9月30日	2019年12月16日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、「歯科医院向けシステム事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりあります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)
1 株当たり四半期純利益	121円92銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	239,945
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	239,945
普通株式の期中平均株式数(株)	1,968,000

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は2020年6月29日開催の取締役会において、2020年7月31日を効力発生日として、1株を24株とする株式分割を決議しております。これにより、1,886,000株が増加し、発行済株式総数は1,968,000株となっております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割、単元株制度及び発行可能株式総数の引上げについて)

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）の財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

⑤ 【附属明細表】(2019年9月30日現在)

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄	券面総額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券 その他有価証券 ソフトバンクグループ株式会社 第3回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	50,000	50,700
計	50,000	50,700

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	484,723	—	—	484,723	96,922	18,131	387,800
構築物	3,981	—	—	3,981	1,298	235	2,682
車両運搬具	9,034	—	—	9,034	7,298	870	1,736
工具、器具及び備品	67,343	4,016	16,393	54,966	33,602	7,980	21,363
土地	349,929	—	—	349,929	—	—	349,929
有形固定資産計	915,012	4,016	16,393	902,635	139,122	27,217	763,512
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	15,160	7,579	3,002	7,580
その他	—	—	—	2,657	219	105	2,438
無形固定資産計	—	—	—	17,817	7,798	3,108	10,018

(注) 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	10,766	9,306	10,766	—	9,306

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2019年9月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,783
預金	
当座預金	863,402
普通預金	503,899
定期預金	310,000
小計	1,677,302
合計	1,680,085

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
2019年10月プログラム改定に伴う営業債権（注1）	120,181
シャープファイナンス株式会社（注2）	25,371
日立キャピタルNBL株式会社（注2）	13,512
オリックス株式会社（注2）	2,644
ハイデンタルハードメンテナンス互助会	906
その他	665
合計	163,280

- (注) 1. 2019年10月プログラム改定に伴う営業債権とは、2019年9月に行ったプログラム改定作業に伴う作業代金に係る営業債権であるため1件当たりは少額ですが、同じ事象から生じたものとして合算表示しております。
 2. シャープファイナンス株式会社、日立キャピタルNBL株式会社、オリックス株式会社の3社は、は当社の営業先ではなく顧客が取り組まれたリース契約の相手先であります。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					<u>(A)+(D)</u> 2 <u>(B)</u> 365
234,041	2,058,939	2,129,699	163,280	92.8	35.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額(千円)
コンピューター	23,294
コンピューター周辺機器	17,491
その他消耗品等	11,195
合計	51,982

④ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社日立製作所	37,957
ダイワボウ情報システム株式会社	19,748
テクノブレイブ株式会社	1,548
株式会社じほう	778
株式会社日立システムズ	772
その他	757
合計	61,562

⑤ 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
未払人件費	66,835
オリックス株式会社	57,303
シャープファイナンス株式会社	10,974
株式会社山陽新聞事業社	6,912
オート・マネージメント・サービス株式会社	6,385
その他	26,922
合計	175,332

(3) 【その他】

(最近の経営成績及び財政状態の概況)

2020年11月13日開催の取締役会において承認された第43期事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表及び比較情報としての第42期事業年度（2018年10月1日から2019年9月30日まで）の財務諸表は次のとおりあります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 【財務諸表等】

イ 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	1,680,085	2,041,666
売掛金	163,280	69,830
商品	51,982	58,018
前払費用	25,606	24,262
未収入金	1,485	4,077
その他	869	1,974
流动資産合計	<u>1,923,309</u>	<u>2,199,831</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 387,800	※2 369,868
構築物（純額）	※2 2,682	※2 2,447
車両運搬具（純額）	※2 1,736	※2 5,515
工具、器具及び備品（純額）	※2 21,363	※2 20,149
土地	※1 349,929	※1 349,929
有形固定資産合計	<u>763,512</u>	<u>747,910</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	7,580	4,548
ソフトウエア仮勘定	—	12,931
その他	2,438	2,333
無形固定資産合計	<u>10,018</u>	<u>19,813</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	50,700	49,580
敷金及び保証金	26,072	31,721
繰延税金資産	25,325	33,764
その他	1,295	1,980
投資その他の資産合計	<u>103,393</u>	<u>117,047</u>
固定資産合計	<u>876,924</u>	<u>884,771</u>
資産合計	<u>2,800,234</u>	<u>3,084,602</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 61,562	※1 64,584
未払金	175,332	171,784
未払法人税等	57,208	91,142
未払消費税等	11,815	40,231
預り金	4,785	5,478
賞与引当金	9,306	9,634
その他	1,433	15,690
流動負債合計	<u>321,444</u>	<u>398,545</u>
固定負債		
退職給付引当金	36,633	40,154
固定負債合計	<u>36,633</u>	<u>40,154</u>
負債合計	<u>358,077</u>	<u>438,699</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	68,000	68,000
資本剰余金		
資本準備金	22,400	22,400
資本剰余金合計	<u>22,400</u>	<u>22,400</u>
利益剰余金		
利益準備金	10,000	10,000
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	15,861	15,934
別途積立金	170,900	170,900
繰越利益剰余金	2,154,534	2,358,959
利益剰余金合計	<u>2,351,296</u>	<u>2,555,794</u>
株主資本合計	<u>2,441,696</u>	<u>2,646,194</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	459	△292
評価・換算差額等合計	<u>459</u>	<u>△292</u>
純資産合計	<u>2,442,156</u>	<u>2,645,902</u>
負債純資産合計	<u>2,800,234</u>	<u>3,084,602</u>

口 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売上高	1,906,425	1,910,043
売上原価		
商品期首たな卸高	51,654	51,982
当期商品仕入高	287,610	279,482
当期製品製造原価	※1 159,563	※1 136,747
合計	498,829	468,212
商品期末たな卸高	51,982	58,018
売上原価合計	446,846	410,193
売上総利益	1,459,578	1,499,849
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,077,991	※1,※2 1,115,649
営業利益	381,586	384,200
営業外収益		
受取利息	298	225
有価証券利息	1,500	1,500
受取補填金	—	10,000
受取手数料	2,570	1,874
その他	643	382
営業外収益合計	5,011	13,981
営業外費用		
支払利息	100	—
その他	141	—
営業外費用合計	241	—
経常利益	386,356	398,181
税引前当期純利益	386,356	398,181
法人税、住民税及び事業税	145,298	160,755
法人税等調整額	3,637	△8,071
法人税等合計	148,936	152,683
当期純利益	237,420	245,498

【製造原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		106,410	66.7	106,092	77.6
II 経費	※	53,152	33.3	30,654	22.4
当期総製造費用		159,563	100.0	136,747	100.0
当期製品製造原価		159,563		136,747	

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	39,845	18,586
支払手数料	5,288	4,577

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

ハ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年10月 1 日 至 2019年 9月30日)

(単位:千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	68,000	22,400	22,400
当期変動額			
剩余金の配当			
当期純利益			
圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	68,000	22,400	22,400

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
		固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000	16,668	170,900	1,957,306	2,154,875	2,245,275
当期変動額						
剩余金の配当				△41,000	△41,000	△41,000
当期純利益				237,420	237,420	237,420
圧縮積立金の取崩		△806		806	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	△806	—	197,227	196,420	196,420
当期末残高	10,000	15,861	170,900	2,154,534	2,351,296	2,441,696

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	325	325	2,245,600
当期変動額			
剩余金の配当			△41,000
当期純利益			237,420
圧縮積立金の取崩			—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	134	134	134
当期変動額合計	134	134	196,555
当期末残高	459	459	2,442,156

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	68,000	22,400	22,400
当期変動額			
剩余金の配当			
当期純利益			
圧縮積立金の取崩			
実効税率変更に伴う 積立金の増加額			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	68,000	22,400	22,400

	株主資本							
	利益剰余金				利益剰余金合計	株主資本合計		
	利益準備金	その他利益剰余金						
		固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	10,000	15,861	170,900	2,154,534	2,351,296	2,441,696		
当期変動額								
剩余金の配当				△41,000	△41,000	△41,000		
当期純利益				245,498	245,498	245,498		
圧縮積立金の取崩		△806		806	—	—		
実効税率変更に伴う 積立金の増加額		879		△879	—	—		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	72	—	204,425	204,498	204,498		
当期末残高	10,000	15,934	170,900	2,358,959	2,555,794	2,646,194		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	459	459	2,442,156
当期変動額			
剩余金の配当			△41,000
当期純利益			245,498
圧縮積立金の取崩			—
実効税率変更に伴う 積立金の増加額			—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△751	△751	△751
当期変動額合計	△751	△751	203,746
当期末残高	△292	△292	2,645,902

ニ 【キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	386,356	398,181
減価償却費	30,325	30,142
賞与引当金の増減額（△は減少）	△1,460	328
退職給付引当金の増減額（△は減少）	2,489	3,520
受取利息及び受取配当金	△1,798	△1,725
支払利息	100	—
売上債権の増減額（△は増加）	70,760	93,450
たな卸資産の増減額（△は増加）	△327	△6,036
仕入債務の増減額（△は減少）	△6,825	3,022
未払消費税等の増減額（△は減少）	△30,534	28,415
その他	36,487	5,652
小計	485,574	554,952
利息及び配当金の受取額	1,798	1,725
利息の支払額	△100	—
法人税等の支払額	△205,120	△126,586
営業活動によるキャッシュ・フロー	282,152	430,091
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の純増減額（△は増加）	5,400	—
金銭の信託の償還による収入	300,000	—
有形固定資産の取得による支出	△4,016	△11,403
無形固定資産の取得による支出	△870	△12,931
その他の支出	△3,520	△4,452
その他の収入	386	1,277
投資活動によるキャッシュ・フロー	297,379	△27,509

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△343,064	—
配当金の支払額	△41,000	△41,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△384,064	△41,000
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	195,467	361,581
現金及び現金同等物の期首残高	1,174,617	1,370,085
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,370,085	※ 1,731,666

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～41年

構築物 10～45年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4 外貨建の資産の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方針としております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響について)

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の感染拡大による当社の事業活動への影響は、2020年9月30日時点におきましては、相当程度に限定的な範囲にとどまっていることを確認しております。

当社では、今後も本感染症による影響は限定的な範囲にとどまるものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点で入手可能な情報等に基づいたものであること、今後の本感染症の長期化・深刻化の状況によっては、上記見積り結果に影響し、当事業年度以降の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
土地	58,133千円	58,133千円
買掛金	37,957千円	45,104千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	139,122千円	160,851千円

(損益計算書関係)

※1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額	7,219 千円	4,682 千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
役員報酬及び給料・手当	508,491 千円	492,494 千円
家賃・賃料	95,585 " "	94,287 " "
賞与引当金繰入	4,860 " "	5,746 " "
減価償却費	29,251 " "	29,362 " "
退職給付費用	3,908 " "	3,423 " "
おおよその割合		
販売費	66.9 %	64.4 %
一般管理費	33.1 %	35.6 %

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	82,000	—	—	82,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年10月15日 取締役会	普通株式	41,000	500	2018年9月30日	2018年12月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	41,000	500	2019年9月30日	2019年12月16日

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	82,000	1,886,000	—	1,968,000

(注) 当社は、2020年7月31日付で普通株式1株につき24株の割合で株式分割を行っております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年10月15日 取締役会	普通株式	41,000	500	2019年9月30日	2019年12月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	68,880	35	2020年9月30日	2020年12月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	1,680,085千円	2,041,666千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△310,000 " "	△310,000 " "
現金及び現金同等物	1,370,085千円	1,731,666千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に歯科電子カルテ統合システムの開発・販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金が必要となつた場合は銀行借入により調達する予定です。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式等からなり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘査して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき総務・経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の3か月分相当に維持する等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち59.8%が、顧客が取り組んだ特定のリース会社からの入金が予定されております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2019年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,680,085	1,680,085	—
(2) 売掛金	163,280	163,280	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	50,700	50,700	—
資産計	1,894,066	1,894,066	—
(1) 買掛金	61,562	61,562	—
(2) 未払金	175,332	175,332	—
負債計	236,894	236,894	—

当事業年度(2020年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,041,666	2,041,666	—
(2) 売掛金	69,830	69,830	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	49,580	49,580	—
資産計	2,161,077	2,161,077	—
(1) 買掛金	64,584	64,584	—
(2) 未払金	171,784	171,784	—
負債計	236,368	236,368	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格等によっております。

負債

(1) 買掛金、及び(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,680,085	—	—	—
売掛金	163,280	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券	—	—	—	50,000
合計	1,843,366	—	—	50,000

当事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,041,666	—	—	—
売掛金	69,830	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券	—	—	—	50,000
合計	2,111,497	—	—	50,000

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(2019年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	—	—	—
債券	50,700	50,000	700
その他	—	—	—
小計	50,700	50,000	700
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	50,700	50,000	700

当事業年度(2020年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
債券	49,580	50,000	△420
その他	—	—	—
小計	49,580	50,000	△420
合計	49,580	50,000	△420

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度である退職一時金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年10月 1日 至 2019年 9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月 1日 至 2020年 9月30日)
退職給付引当金の期首残高	34,143 千円	36,633 千円
退職給付費用	4,735 " "	4,197 " "
退職給付の支払額	△2,246 " "	△676 " "
退職給付引当金の期末残高	36,633 千円	40,154 千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	36,633 千円	40,154 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36,633 千円	40,154 千円
退職給付引当金	36,633 千円	40,154 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36,633 千円	40,154 千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 4,735 千円 当事業年度 4,197 千円

(税効果会計関係)

1 練延税金資産及び練延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 9月30日)	当事業年度 (2020年 9月30日)
練延税金資産		
退職給付引当金	12,565 千円	12,231 千円
未払金	— " "	7,090 " "
未払事業税	4,945 " "	6,737 " "
ソフトウェア	4,603 " "	3,880 " "
賞与引当金	3,191 " "	2,934 " "
社会保険料	491 " "	1,555 " "
その他	8,047 " "	6,315 " "
練延税金資産合計	<u>33,846 千円</u>	<u>40,744 千円</u>
練延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△240 千円	— 千円
固定資産圧縮積立金	△8,281 " "	△6,979 " "
練延税金負債合計	<u>△8,521 " "</u>	<u>△6,979 " "</u>
練延税金資産純額	<u>25,325 千円</u>	<u>33,764 千円</u>

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)		当事業年度 (2020年9月30日)	
法定実効税率	34.3	%	34.3	%
(調整)				
役員報酬の損金不算入項目	2.9	%	1.8	%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	%	0.3	%
住民税均等割	1.1	%	1.1	%
実効税率の変更	—	%	1.0	%
その他	△0.2	%	△0.2	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.5	%	38.3	%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2020年12月25日に予定しております株式上場に際して行われる公募増資により、当社の資本金が増加し外形標準課税適用法人となる見通しです。

これに伴い2020年10月1日以降開始の事業年度における税効果会計適用に当たり使用する法定実効税率は、従来の34.3%から30.5%に変更となります。この税率変更により当事業年度末における繰延税金資産の金額は4,256千円減少し、法人税等調整額は4,240千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、「歯科医院向けシステム事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1 関連当事者との取引

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	1,240円 93銭	1,344円 46銭
1株当たり当期純利益	120円 64銭	124円 75銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は2020年6月29日開催の取締役会において、2020年7月31日を効力発生日として、1株を24株とする株式分割を決議しております。これにより、1,886,000株が増加し、発行済株式総数は1,968,000株となっております。1株当たり情報の算定に当たっては、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	237,420	245,498
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	237,420	245,498
普通株式の期中平均株式数(株)	1,968,000	1,968,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	—	—

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,442,156	2,645,902
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
(うち新株予約権(千円))	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,442,156	2,645,902
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,968,000	1,968,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店 （注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。 https://www.towa-hi-sys.co.jp/ ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の定款第8条により、当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年8月28日	谷村 信幸	岡山市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	東和ハイシステム社員持株会理事長 猪子久美子	岡山市北区野田三丁目12番33号	特別利害関係者等(大株主上位10名)(注)5	624	9,360,000(15,000)	従業員の福利厚生
2018年8月28日	谷村 信幸	岡山市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	丹 賢史	岡山市南区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)(注)5	326	4,890,000(15,000)	役員の経営参画意識の向上
2018年8月28日	谷村 信幸	岡山市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	永山 茂徳	愛媛県松山市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	300	4,500,000(15,000)	役員の経営参画意識の向上
2018年8月28日	谷村 信幸	岡山市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	上山 政己	岡山県総社市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	300	4,500,000(15,000)	役員の経営参画意識の向上
2018年8月28日	谷村 信幸	岡山市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	猪子 久美子	岡山市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	300	4,500,000(15,000)	従業員の経営参画意識の向上
2018年8月28日	谷村 信幸	岡山市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	高橋 瞳治	広島県福山市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)(注)5	150	2,250,000(15,000)	役員の経営参画意識の向上
2018年8月28日	谷村 信幸	岡山市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	山崎 武恵	香川県高松市	特別利害関係者等(大株主上位10名)(注)5	150	2,250,000(15,000)	従業員の経営参画意識の向上
2018年8月28日	谷村 信幸	岡山市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	澤田 盛繁	広島市佐伯区	当社の取引先	100	1,500,000(15,000)	事業上の関係強化のため
2018年8月28日	谷村 信幸	岡山市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	福井 五郎	広島県廿日市市	特別利害関係者等(当社の取締役)	50	750,000(15,000)	役員の経営参画意識の向上
2018年8月28日	谷村 信幸	岡山市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	辻 啓一	広島県吳市	特別利害関係者等(当社の取締役)	50	750,000(15,000)	役員の経営参画意識の向上
2018年8月28日	谷村 信幸	岡山市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	渋谷 泰弘	福岡市中央区	当社の従業員	50	750,000(15,000)	従業員の経営参画意識の向上

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年12月6日	永山 茂徳	愛媛県松山市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	石井 滋雅	岡山市北区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社役員の二親等内の血族）（注）5	1,300	19,500,000 (15,000)	従業員の経営参画意識の向上
2020年5月29日	丹 賢史	岡山市南区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	東和ハイシステム社員持株会理事長 猪子久美子	岡山市北区野田三丁目12番33号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	26	390,000 (15,000)	従業員の福利厚生

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（社員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2017年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるときとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格の算定方式は次のとおりです。
DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
6. 2020年6月29日開催の取締役会決議により、2020年7月31日付で普通株式1株につき24株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株式数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の内容を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数 の割合(%)
石井 滋久 ※1、2	岡山市北区	1,045,200	53.11
有限会社エス・イー ※1、6	岡山市北区津島東四丁目15番20-3	704,400	35.79
石井 恵美子 ※1、4	岡山市北区	76,800	3.90
猪子 久美子 ※1、7	岡山市北区	45,600	2.32
石井 滋雅 ※1、5、7	岡山市北区	31,200	1.59
河野 圭哉 ※1、8	岡山市北区	19,200	0.98
東和ハイシステム社員持株会 ※1	岡山市北区野田三丁目12番33号	15,600	0.79
上山 政己 ※1、7	岡山県総社市	9,600	0.49
丹 賢史 ※1	岡山市南区	7,200	0.37
高橋 睦治 ※1、3	広島県福山市	3,600	0.18
山崎 武恒 ※1、7	香川県高松市	3,600	0.18
澤田 盛繁	広島市佐伯区	2,400	0.12
福井 五郎 ※3	広島県廿日市市	1,200	0.06
辻 啓一 ※3	広島県呉市	1,200	0.06
渋谷 泰弘 ※8	福岡市中央区	1,200	0.06
合計	—	1,968,000	100.00

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等（大株主上位10名）

※2 特別利害関係者等（当社代表取締役）

※3 特別利害関係者等（当社取締役（監査等委員））

※4 特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者）

※5 特別利害関係者等（当社代表取締役の二親等内の血族）

※6 特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社）

※7 当社執行役員（従業員）

※8 当社従業員

2. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年 11月 13日

東和ハイシステム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 市之瀬 申 ㊞
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 内田 聰 ㊞
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東和ハイシステム株式会社の2017年10月1日から2018年9月30日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和ハイシステム株式会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年 11月 13日

東和ハイシステム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 市之瀬 申 ㊞
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 内田 聰 ㊞
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東和ハイシステム株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和ハイシステム株式会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年 11月 13日

東和ハイシステム株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市之瀬 申 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 聰 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東和ハイシステム株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第43期事業年度の第3四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2019年10月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、東和ハイシステム株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

